

平成26年

決算審査特別委員会

せたな町議会会議録

(平成26年9月17日、18日、19日)

## 平成26年せたな町議会決算審査特別委員会 第1号

平成26年9月17日（水曜日）

### ○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名委員の指名について
- 2 委員長の互選について
- 3 副委員長の互選について

### ○出席委員（10名）

委員長	細川伸男君	副委員長	内田尊之君
委員	本多浩君	委員	大野一男君
委員	熊野主税君	委員	石原広務君
委員	小平久君	委員	澤田光子君
委員	大湯圓郷君	委員	平澤等君

### ○欠席委員（0名）

- 1 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局	長	佐々木正則君
事務局	次長	横川洋二君
書	記	松林功君

開会 午後 4時13分

○臨時委員長（小平 久君） 委員会条例の定めるところにより、臨時に委員長の職務を行います。よろしくお願ひします。

全委員が出席おり定足数に達していますので、本特別委員会は成立しました。

よって、これよりせたな町議会決算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

整理番号第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、臨時委員長において、熊野主税委員、細川伸男委員を指名いたします。

なお、この指名は本特別委員会開会中の指名とします。

整理番号第2、委員長の互選を行います。

互選方法についてお諮りいたします。

全員協議会で確認のとおり、投票により行います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（小平 久君） 異議なしと認め、委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入り口を閉めます。

（委員会室閉鎖）

○臨時委員長（小平 久君） ただいまの出席委員は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

臨時委員長において、立会人に本多委員、石原委員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時委員長（小平 久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時委員長（小平 久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時委員長（小平 久君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

ただいまから投票を行います。2番席の方から順次投票願ひします。

（投票）

○臨時委員長（小平 久君） 投票漏れはありませんか。

（「はい」と言う者あり）

○臨時委員長（小平 久君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

本多員、石原委員、立ち会いをお願いします。

(開 票)

○臨時委員長(小平 久君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、これは出席委員数と符合しています。

そのうち、有効投票 10 票、無効投票はありません。

有効投票のうち、細川委員 10 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、細川委員が委員長に当選されました。

会場の出入り口を開きます。

(委員会室開鎖)

○臨時委員長(小平 久君) ただいま委員長に当選されました細川委員が会場におられますので、当選の告知をいたします。

○委員長(細川伸男君) 皆さんの推薦を受けまして当選させていただきました。今後、特別委員会終了まで皆さんの協力をいただきながら、最後までやりたいと思いますので、どうぞ協力の方よろしくをお願いいたします。

○臨時委員長(小平 久君) これで臨時委員長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

細川委員長とかわります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 2 3 分

再開 午後 4 時 2 4 分

○委員長(細川伸男君) 休憩を解き会議を開きます。

会議録署名委員を追加いたします。平澤委員を追加します。

整理番号第 3、副委員長の互選を行います。

互選の方法についてお諮りいたします。

副委員長の互選方法も投票により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(細川伸男君) 異議なしと認め、副委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入り口を閉めます。

(委員会室閉鎖)

○委員長(細川伸男君) ただいまの出席委員は 10 名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

委員長において立会人に、本多委員、石原委員を指名いたします。  
投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○委員長（細川伸男君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長（細川伸男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○委員長（細川伸男君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

ただいまから投票を行います。2番席から順次投票願います。

(投票)

○委員長（細川伸男君） 投票漏れはありますか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長（細川伸男君） 投票なしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。

本多委員、石原委員、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○委員長（細川伸男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、これは出席委員数と符合しています。

そのうち、有効投票 10 票、無効投票はありません。

有効投票のうち、内田委員 10 票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。したがって、内田委員が副委員長に当選されました。

会場の出入り口を開きます。

(委員会室開鎖)

○委員長（細川伸男君） ただいま副委員長に当選されました内田委員が会場におられますので、当選の告知をいたします。

○副委員長（内田尊之税君） ただいま選任いただきました内田でございます。副委員長として委員長を補佐し、職責を全ういたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長（細川伸男君） 本日の本特別委員会はこれで休会とし、9月18日午前10時から再開しますのでご参集を願います。再開場所は議場といたします。

以上で本日の本特別委員会を散会いたします。

どうも皆さんご苦労さまでございました。

散会 午後 4時30分

委員会条例第 28 条の規定により署名する。

平成 26 年 11 月 13 日

臨時委員長 小平 久

委員長 細川伸男

署名委員 熊野主税

署名委員 平澤 等

## 平成26年せたな町議会決算審査特別委員会 第2号

平成26年9月18日（木曜日）

### ○議事日程（第2号）

- 1 認定第 1号 平成25年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 2 認定第 2号 平成25年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 3 認定第 3号 平成25年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 4 認定第 4号 平成25年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 5 認定第 5号 平成25年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 6 認定第 6号 平成25年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 7 認定第 7号 平成25年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第 8号 平成25年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第 9号 平成25年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 10 認定第10号 平成25年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 11 認定第11号 平成25年度せたな町病院事業会計決算について

### ○出席委員（10名）

委員長	細川伸男君	副委員長	内田尊之君
委員	本多浩君	委員	大野一男君
委員	熊野主税君	委員	石原広務君
委員	小平久君	委員	澤田光子君
委員	大湯圓郷君	委員	平澤等君

### ○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高橋貞光君
教育委員会	委員長	榊田道廣君
農業委員会	会長	三上博則君
選挙管理委員会	委員長	大坪観誠君
代表監査委員		残間正君
監査委員		奥村喜美男君

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副	町	長	高	野	利	廣	君
総	務	長	西	村	晋	悟	君
財	政	長	高	田		威	君
務	課	長	堂	端	重	雄	君
町	民	長	中	野	真	一	君
保	健	長	丹	羽		優	君
産	業	長	鎌	田	勝	幸	君
建	設	長	原			進	君
出	納	長	原	田	一	美	君
国	保	長	小	林	安	晴	君
ま	ち	長	黒	澤	智	彦	君
総	務	補	高	橋		純	君
財	政	補	神	田		昌	君
税	務	補	横	川		忍	君
町	民	補	佐	木	真	由	君
町	民	補	坂	谷	洋	二	君
北	檜	長	太	田	啓	子	君
保	健	補	西	田	良	子	君
保	健	補	元	島	敬	二	君
産	業	補	佐	藤	英	美	君
産	業	補	八	木	忠	義	君
産	業	補	渋	田	彰	人	君
建	設	補	松	本	健	裕	君
建	設	補	尊	保	和	仁	君
建	設	補	早	川	泰	二	君
出	納	補	関		功	悦	君
国	保	長	小	板		司	君
総	務	幹	阪	橋	世	紀	君
税	務	幹	佐	木	正	人	君
町	民	幹	濱	登	幸	恵	君
北	檜	幹	伊	藤	悦	子	君
保	健	幹	上	野	宏	行	君
地	域	長	長	内		京	君
産	業	幹	三	浦	剛	大	君
産	業	幹	浜	高	正	明	君
農	業	長	沼	口	英	樹	君
建	設	幹	久	津		智	君
建	設	幹	上	田	一	男	君
建	設	幹	平	田	大	輔	君

国保病院事務局主幹	伊勢	千佳子	君
情報管理係長	水野	万寿夫	君
広報統計係長	尾野	真也	君
財政係長	吉田	有哉	君
経理入札係長	小林	朱央	君
戸籍年金係長	荻原	千明	君
環境衛生係長	藤谷	知昭	君
国保医療係長	中山	康春	君
保育士係長	加茂	秀子	君
社会福祉係長	神成	和江	君
障害福祉係長	松原	孝樹	君
保健推進係長	垣本	利子	君
介護保険係長	竹内	亜希子	君
包括支援係長	今川	勇吾	君
地域支援係長	古守	亜珠	君
農業振興係長	長内	解人	君
水産振興係長	手塚	清人	君
耕地整備係長	河原	泰平	君
林業振興係長	池田	裕之	君
農業センター業務係長	川本	崇雄	君
管理係長	井村	裕行	君
上下水道係長	川上	佳隆	君
上下水道係長	鈴木	涼平	君
管財係長	金澤	喜嗣	君
住宅係長	伊瀬		君
給食係長	林	その子	君

《大成総合支所》

総合支所長	岡崎	邦三郎	君
産業建設課長	佐野	英也	君
地域町民課長補佐	木村	一夫	君
地域町民課長補佐	萩原	勝幸	君
産業建設課長補佐	沖崎	孝純	君
産業建設課長補佐	杉村		君
大成保育園長	中宿	八千代	君
国保病院大成診療所事務長	古守	幸治	君
地域町民課主幹	中川		君

大成水産種苗育成センター主幹	栄	田	武	志	君
税務係長	芦	田	美	恵子	君
住民係長	堀	部	智	美	君
環境生活係長	斉	藤	哲	章	君
福祉係長	谷	川	一	志	君
水産振興係長	藤	井	卓	也	君
建設係長	高	橋	真	一	君
保育士係長	沼	口	恵	子	君

《瀬棚総合支所》

総合支所長	駒	谷	正	義	君
産業建設課長	福	士	裕	継	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新	保	修	二	君
地域町民課長補佐	濱	口	喜	秋	君
産業建設課長補佐	松	岡	義	明	君
国保病院瀬棚診療所事務長	高	木	雅	彦	君
地域町民課主幹	古	畑	英	規	君
瀬棚保育所長	國	井	美	千代	君
税務係長	小	林	和	仁	君
住民係長	稲	船	奈	穂子	君
環境生活係長	山	下	誠	一	君
福祉係長	山	本		亨	君
商工労働観光係長	栗	谷	一	樹	君
上下水道係長	小	池	秀	樹	君
養護老人ホーム三杉荘生活相談係長	平	山	史	明	君
養護老人ホーム三杉荘生活相談係長	畠	中	悦	子	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成	田	円	裕	君
教育委員会事務局長	篠	塚	三	喜郎	君
大成教育事務所長	辻		雄	一	君
教育委員会事務局次長	丹	羽	小	百合	君
瀬棚教育事務所長	三	浦	孝	史	君
給食センター副所長	早	川	克	紀	君
教育委員会事務局主幹	増	田	和	彦	君
教育委員会事務局主幹	上	野	朋	広	君
教育委員会事務局主幹	黒	澤	美	知子	君

北 檜 山 幼 稚 園 長 鎌 田 郁 美 君  
大成教育事務所主幹 杉 村 輝 明 君  
社 会 教 育 係 長 奥 村 大 樹 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 吉 崎 照 人 君  
農 地 係 長 吉 田 一 也 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 西 村 晋 悟 君  
書 記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 佐 々 木 正 則 君  
事 務 局 次 長 横 川 洋 二 君

1 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 佐 々 木 正 則 君  
事 務 局 次 長 横 川 洋 二 君  
書 記 松 林 功 君

○委員長（細川伸男君） 皆さんおはようございます。

全委員が出席しており定数に達していますので、決算審査特別委員会を再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

これより、本委員会に付託された平成25年度各会計歳入歳出決算の認定第1号から第11号までの審査に入ります。

お諮りいたします。

議案配付から相当期間が経過しており、各委員におかれましては内容を十分調査されているものと思いますので、説明は配付済み資料、決算に係る主要な施策の成果に関する報告書により、副町長、財政課長、税務課長に概要説明を求め、一般会計の審査は、歳出から配付済み資料の報告書により2款ごとに担当課長の説明を求め、2款ごとに質疑を受け、2款ずつ進め、続いて、歳入の説明は求めず、歳入全款一括で質疑を受け、終了後、歳入歳出全款一括で質疑を行い、討論、採決と取り進めたいと思います。また、特別会計も歳入の説明は求めず、歳出は配付済み資料の報告書により全款一括担当課長の説明を求め、質疑は歳入歳出全款一括で質疑を行い、討論、採決と取り進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（細川伸男君） 異議なしと認め、そのように取り進めることに決しました。

説明員に申し上げます。説明及び答弁は、挙手を行い発言の許可を受けてから行ってください。

各委員の皆さんに申し上げます。質疑は、発言許可のあと、質疑内容が明確になるよう決算書あるいは資料の何ページかを示してから簡略に発言するようお願いいたします。

それでは、これより付託案件の審査に入ります。

決算に係る主要な施策の成果に係る報告書等により、施策の成果等について副町長、財政課長、税務課長に概要の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） それでは、平成25年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書でございます。

1ページをお開き願います。平成25年度決算に係る主要な施策の成果。我が国の経済をみますと、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢による一体的な取り組みの政策効果から、家計や企業の意識が改善し、消費等の内需を中心に景気回復の動きが広がっております。

また、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用所得環境が改善していくもとので、今後も景気回復の動きが確かなものとなることが見込まれております。

こうした中で、消費者物価、総合は、日本銀行の量的、質的金融緩和の効果等により5年ぶりに0.9%の上昇に転じ、この結果、平成25年度の国内総生産の実質成長率は2.3%、名目成長率は1.9%となったところであります。

さて、当町の基幹産業である農業においては、春先の低温と日照不足から生育への影響が心配されておりましたが、その後、天候、生育とも順調に推移し、農作物全般にわたり平年作を上回る作柄となり、基幹作物の水稲においても作況指数で北海道は 105、檜山においては 106 の良となり、質、量ともに昨年に続き豊作となりました。

一方、水産業においては、漁獲高は前年を若干上回ったものの、高水温による秋サケやウニの不漁に加え全般的な漁価の低迷など、漁業を取り巻く環境は厳しいものとなっております。

総じて、当町においては人口の減少や少子高齢化の進展など、まちを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。町民が安心して快適に暮らせる居住環境の整備と地域経済の活性化を図るための住宅リフォーム助成事業や北檜山区の温泉施設の統合に伴う温泉ホテルきたひやま改修、生活路線の防除や迂回路整備などのための町道雲内線や町道島歌線等の整備、更には大成区水道施設整備事業など、様々な施策に取り組むことが出来たことは、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

まちの貴重な財源である地方交付税については、合併町の優遇措置である合併算定替えの特例期間が平成 27 年度をもって終了し、その後段階的に縮減され一本算定へと移行することとなりますが、それに伴う大幅な財源の減額や今後の人口減による更なる減額を見据え、第 2 次行政改革大綱を推し進めながら、引き続き職員一丸となって行財政改革に取り組んでまいります。

平成 25 年度予算の執行に当たりましては、議決をいただいた趣旨に背くことなく適正な執行に努めてきたところであり、ここに平成 25 年度の各会計決算の認定を求めるに当たり、主要な施策の成果についてご報告を申し上げます。

なお、各施策の内容につきましては、2 ページから 10 ページに記載しておりますが、朗読は省略をさせていただきます。

ご審議を賜り認定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（細川伸男君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 11 ページをお開き願います。健全化判断比率と公営企業会計に係る資金不足比率の内容につきましては、報告第 1 号、第 2 号でご説明いたしましたので、内容は割愛させていただきます。

次にその他の財政指標といたしまして、経常収支比率でございますが 25 年度は 82.5%と前年度より 2.6%下がっておりますが、昨年に引き続き適正とされる数値を超えているところでございます。

続いて公債費負担比率でございますが、25 年度は 21.3%と前年度より 1.3%上がっており引き続き危険ラインを超えているところでございます。

税徴収率でございますが、現年度分で 25 年度は 98.6%と前年度と同率となっております。なお、徴収率が 90%未満になりますと、一部の起債が制限されることとなります。

12 ページをお開き願います。第 1 表の 25 年度各会計別歳入歳出決算額総括表でございます。特別会計と病院事業会計につきましては、後ほど会計ごとに説明をいたしますので、ここでは一般会計について説明させていただきます。

25年度一般会計の収支差引額は2億4,113万9,000円の剰余金となりました。この剰余金につきましては、備考欄に記載のとおり繰越明許費として4,980万9,000円の一般財源を翌年度に繰り越しをいたしまして、残りの1億9,133万円のうち、剰余金の2分の1以上の額であります1億3,133万円を基金条例第4条第2項の規定に基づき、財政調整基金に積み立て、残りの6,000万円を翌年度に繰越しいたしました。

13ページになります。第2表の25年度一般会計款別決算額構成比調べでございます。歳入歳出の主なものについてご説明させていただきます。

歳入ですが1款町税でございますが、構成比は7.3%と前年度の7.2%からみますと0.1%ほど高くなっております。

9款地方交付税でございますが、構成比は66.5%と歳入の半分以上を占める貴重な財源でございます。前年度は66.7%でしたので0.2%ほど低くなっており、交付額総額を見ますと、前年度より400万円ほど多く交付されているところでございます。

20款町債でございますが、前年度は6億1,120万円の借入れでございましたが、25年度は温泉ホテルきたひやま改修事業などの実施による借入金の増額もございましたが、臨時財政対策債の借入金の圧縮や消防ポンプ自動車購入事業、防災行政無線施設整備事業などの事業終了により、結果的に借入れが前年度より5,110万円ほど減となっております。

続いて歳出ですが、2款総務費でございますが構成比は10%と前年度の12.3%から2.3%ほど低くなっており、額では2億1,000万円ほど減となっております。

11款公債費でございますが、償還利子も含んだ額となっております。構成比で18.7%を占め、償還額は17億451万9,000円で、このうち償還利子は1億7,812万7,000円となっております。

12款職員給与費は構成比で14.4%を占めております。

経常的な経費であります11款の公債費と12款の職員給与費を合わせますと33%ほどを占めているところでございます。

○委員長（細川伸男君） 堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） 続きまして14ページをお開きください。平成25年度町税収納状況について説明させていただきます。

第3表の1、これは徴収率で説明させていただきたいと存じますが、まずは町民税でございますが、これは個人分、法人分がございまして、現年分は98.4%、滞繰分23.9%、合計93.1%となっております。

次に固定資産税でございますが、これも個人分と国有資産等の所在市町村交付金を合わせた数字でございます。現年分が98.3%、滞繰分が33.7%、合計93%でございます。

続きまして軽自動車税でございますが、現年分98.7%、滞繰分25.7%、合計97.3%でございます。

次の町たばこ税、そして入湯税につきましては100%でございます。この小計でございますが、町税は現年分98.6%、滞繰分が29%、合計が94%となっております。

次に国民健康保険税でございますが、現年分が94.2%、滞繰分23.6%、合計しますと78.6%

となつてございます。

税の合計でございますが、現年分 97.1%、滞繰分 25.4%、合計で 88.2%で、町税の収納状況でございます。

続きまして 15 ページに参りまして、平成 25 年度町税及び国民健康保険税の不納欠損の状況について説明をさせていただきます。

第 3 表の 2 でございます。1 に執行停止によるもの、これは地方税法第 15 条の 7 第 4 項関係でございます、執行停止が 3 年間継続し、納付納入義務が消滅したものでございます。年度別ですと、平成 11 年度から 13 年度、そして平成 15 年度から 22 年度までということで、まず個人町民税でございますが、これは合計で 12 件、70 万 1,406 円という不納欠損でございます。

次に固定資産税でございますが、これは 10 件で、合計 44 万 400 円でございます。

次に軽自動車税、合計で 4 件、1 万 9,200 円となつてございます。

続きまして国民健康保険税でございますが、合計 29 件で 138 万 2,407 円でございます、この合計件数 55 件、254 万 3,413 円でございます。この執行停止の理由でございますが、これは生活保護により執行停止したものが 5 名でございます。それから職権消除により執行停止したものが 5 名、この 10 名分でございます。以上が執行停止によるもので、続きまして 16 ページをお開きください。2 番目の執行停止、即時消滅によるもので、これは地方税法第 15 条の 7 第 5 項関係でございます、執行停止し徴収することができないことが明らかなことにより、納付納入義務が消滅した者ということで、年度別では平成 18 年度から 25 年度 8 年間分、これは固定資産税だけでございまして、合計件数 8 件で 87 万 5,700 円でございます。この執行停止の理由でございますが、納税者が死亡し納税財産管理人による業務終了したものが 1 名、これの不納欠損でございます。続きまして 3 の消滅時効によるものでございます。これは地方税法第 18 条関係 5 年間に経過し、納付納入義務が消滅したものでございます。年度別では平成 12 年、13 年そして平成 15 年度から平成 20 年度まででございます。まず個人町民税でございますが、合計額が 5 件で 20 万 5,399 円。

次に固定資産税でございますが、合計が 15 件で 43 万 7,300 円でございます。

最後に国民健康保険税でございますが、これは合計で 17 件、156 万 6,988 円。全体の合計が 37 件で 220 万 9,687 円でございます。この消滅時効による理由でございますが、まず生活保護世帯で 3 年の執行停止に時効になったものということで、これは 7 名分でございます。それから職権消除で 3 年の執行停止前に時効となったものが 5 名分でございます。それから死亡により、関係者と折衝ができなく 5 年を経過して時効になったものということで、これも 5 名分でございます。

続きまして、出稼ぎあるいは町外に居住しながら、居所不明等により折衝ができなくて 5 年を経過し時効になったものということで 6 名分でございます。以上が実数でございます。この不納欠損につきましては、法令に基づきまして事務を適正にしているところでございますが、今後ともこの消滅をなくするよう努力して参りたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（細川伸男君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 17 ページになります。第 4 表の 25 年度末地方債現在高調でございます。この表は一般会計における町債の種別ごとの現在高を示した表でございます。合計額でご説明いたします。

24 年度末の残高が 113 億 9,720 万円、25 年度中に借入れた額、起債額 B 欄になりますが、これが 5 億 6,010 万円、25 年度中に償還した額 C 欄でございますが、これが 15 億 2,639 万 2,000 円、これらを差し引きますと 25 年度末の残高は 104 億 3,090 万 8,000 円になります。前年度より 9 億 6,629 万 2,000 円ほどを減少しているところでございます。また償還額のうち 1 億 626 万 4,000 円については、北海道市町村備荒資金組合から借入れた分を繰り上げ償還した額でございます。

18 ページになります。第 5 表の 25 年度各会計起債償還に係る交付税算入でございます。起債償還額に対して交付税がどのくらい算入されているかを示した表でございます。

一般会計から病院会計までの 7 会計を合わせた償還額は、元利合計で 20 億 7,938 万 2,000 円、これに対する交付税算入額は 13 億 873 万 8,000 円、算入率は 62.9%でございます。

19 ページになります。第 6 表の地方債借入先別、利率別現在高の状況でございます。25 年度の借入れ B 欄になりますが、1 の財政融資資金から 8,860 万円、5 のその他の金融機関いわゆる民間の金融機関から 4 億 7,150 万円の計 5 億 6,010 万円を借入れしております。25 年度の償還額 C 欄になりますが、一般会計合計で 15 億 2,639 万 2,000 円となっており、借入額より償還額が多くなっております。償還利率につきましては、右側の利率別内訳を見ていただければおわかりのとおり、利率の最も高いのが 6.5%以下となっております。また 3%以下の利率のものが合計で 99 億 1,747 万 8,000 円と大半を占めているところでございます。

20 ページをお開き願います。第 7 表の年度末起債残高元利償還金借入額の推移でございます。一般会計になります。起債残高については折れ線グラフになりますが、ご覧のとおり年々減少しており、20 年度末から見ますと 25 年度末で 37 億 3,000 万円ほど少なくなっており、25 年度末の残高は 104 億 3,090 万 8,000 円となっております。

また償還額につきましても、起債残高の減少に伴い元利額で 20 年度末の 18 億 9,000 万円ほどから 25 年度末では 17 億ほどに減少しております。なお 19 年度以降につきましては、毎年繰上げ償還をしております累計で 7 億円ほどを繰上げ償還したところでございます。

次に年度別の借入額でございますが、黒い棒グラフになります。21 年度が 11 億ほどと最も多く借入れしてまして 20、22 年度が 8 億円台、23 年度からは 5 億から 6 億円台の借入れとなっております。また償還額と借入額のバランスですが、棒グラフを見ていただければおわかりのとおり、いずれの年度においても償還額より借入額が少なく推移しているところでございます。

21 ページをご覧ください。第 8 表の各種基金運用状況でございます。合計欄でご説明させていただきます。24 年度末の基金現在高は 46 億 2,509 万 3,000 円、25 年度末の現在高は 51 億 945 万 4,000 円と 4 億 8,436 万 1,000 円ほど増えております。なお、26 年度の予算等措置額及

び当年度末の見込みについては記載のとおりとなっております。

22 ページをお開き願います。第 9 表の債務負担行為の状況でございますが、債務負担行為につきましては、後年度にまちがどれくらいの負担が生じるかを予算に明記しておくものでございまして、その負担額に上限となります限度額が設けられているものでございます。

それでは合計欄でご説明させていただきます。将来においてまちの負担が見込まれる額であります。債務負担行為の限度額は 6 億 9,300 万 7,000 円と昨年度より 2 億 347 万 5,000 円減少しております。25 年度において支出された額は 7,085 万 8,000 円となっており、その財源内訳ですが、国道支出金が 137 万円、その他財源が 742 万 4,000 円、一般財源が 6,206 万 4,000 円でございます。右側の部分は、26 年度から 31 年度までの支出予定額で、上段が年度別の償還額、下段がその償還額に占める一般財源の額を表しております。合計欄を見ていただければわかりのとおり 26 年度では 6,218 万 1,000 円の支出予定額が 31 年度では 740 万 1,000 円と減少していく見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（細川伸男君） 整理番号第 1、認定第 1 号 平成 25 年度せたな町一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

決算に係る主要な施策の成果に関する報告書 23 ページです。総務費の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは 23 ページをご覧ください。総務費でございます。

行政情報ネットワーク更改業務 3,780 万円、これにつきましては行政情報ネットワーク機器を更改いたしまして、システムの安定稼働と円滑な運用に努めたものでございます。

次、瀬棚総合支所耐震診断業務 398 万円、旧耐震基準で設計されておりました総合支所の庁舎の耐震診断を行って、今後の耐震改修計画の指針としたものでございます。

次です。瀬棚総合支所屋上防水改修工事 936 万 6,000 円、アスファルト防水の 525 平米につきまして実施をしたものでございます。

次です。広報せたな発行业 146 万 4,000 円、これは毎月発行しております広報せたなの発行に係る経費でございます。

次です。町有施設等解体工事 3,099 万 6,000 円、町内にある 24 施設を解体したものでございます。旧太櫓小学校水洗化事業 145 万 2,000 円、旧太櫓小学校の水洗化を図りまして、浄化槽の維持管理費の軽減を図ったものでございます。

次です。旧スクールバス車庫屋根改修工事 126 万円、旧スクールバスの屋根の改修工事を行ったものでございます。

次です。町有施設改修事業 33 万 5,000 円、旧二俣小学校のテレビの受診状況が良くありませんでしたので、地上デジタル放送を鮮明に受診するために引込工事を行ったものでございます。それに伴いまして共同視聴組合への加入負担金を計上したものでございます。

続きまして、光ファイバー網運營業 915 万 9,000 円、これにつきましては、光ケーブルの延長が 287 キロありますが、これにつきまして補修、管理委託、それと電柱の使用料を支払っ

ているものです。参考までに、このIRUの契約につきましては、利用申し込みが1,141件ございます。普及率にいたしますと25.8%ということで、年々少しではございますが上昇しているということでございます。

続きまして24ページをご覧ください。大成・瀬棚総合支所改修工事実施設計業務680万4,000円、両支所にせたな消防の大成支署、それから瀬棚消防分遣署を増設するために実施設計を実施したものでございます。

続きまして、出生祝い金117万円、町内で39人のお子さんが誕生してございますが、その祝い金として出生祝い金を支出したものでございます。

続きまして、生活交通路線維持費補助金、通学定期運賃補助金3,295万3,000円、これにつきましては、財源は生活交通確保対策基金を全額充当してございます。本町を走っております記載の4路線につきましては、それを維持するための補助金と、それから檜山北高等学校への通学定期の運賃の補助をいたしまして、各家庭の負担を軽減したものでございます。

続きまして、持家建設促進奨励金150万円、これにつきましては、当初、平成22年から24年までの事業といたしまして実施しておりましたが、期間を一年延長いたしまして25年度実施したものでございます。件数にしますと3件実績がございました。

続きまして、住宅リフォーム助成金3,819万6,000円、これにつきましても平成24年度と25年度の予定で実施しております。この助成事業でございますが、町内で238件のご利用がございました。上限20万円で助成をしたものでございます。ちなみに、これにつきましては非常に好評であるということで、26年度も一年延長して実施しているところでございます。

続きまして25ページをご覧ください。福島キッズせたなサマースクール実行委員会補助金45万1,000円、東日本大震災に伴う福島原発事故により屋外での活動がまだ制限されている福島県の子ども13名を、せたな町にお越しいただきまして2泊3日の日程で実施したものでございます。

続きまして、地域活動等推進事業補助金49万5,000円でございます。これにつきましては、コミュニティ活動の推進、それから自主防災組織の結成及びその自主防災組織の活動に係る経費につきまして補助をしているものでございます。

続きまして、地上デジタル放送施設奨励金129万1,000円、これにつきましては、記載のとおりでございますが四つのテレビ局に対しまして助成を行なっているものでございます。

続きまして一般コミュニティ助成事業250万円、瀬棚区の本町6区の祭りの山車の整備に対しまして助成をしたものでございます。財源につきましては250万円全額宝くじ振興基金からの財源を充当しております。

それから、続きまして企業立地促進奨励金でございます。47万8,000円、有限会社ケアステーションせたなに対しまして、施設を増設したということで奨励金を支出したものでございます。以上でございます。

○委員長（細川伸男君） 堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） 続きまして税務関係でございます。登記情報システムデータ取込

業務でございます。決算額 253 万 5,000 円、これは 3 区の土地移動状況を 3 区から閲覧できるシステムでございまして、25 年度で完了した事業でございます。

次に固定資産税鑑定評価業務でございますが、これは平成 27 年度固定資産の土地の評価替えがございまして、その鑑定評価を行なったものでございまして、せたな町全 92 地点、各区は記載のとおりとなっておりますが、その評価を行なった事業でございます。

次 26 ページに参ります。渡島檜山地方税滞納整理機構負担金でございます。この決算額は 85 万 3,000 円でございます。記載しているとおり機構に対して引き継ぎ案件は 15 件ございました。税額は 1,868 万 9,000 円、その徴収実績額でございますが 530 万 8,000 円になっております。

税関係最後になりますが、納税貯蓄組合連合会運営事務費交付金でございますが、これは各納税貯蓄組合に対する助成でございますが 122 団体に対する交付金でございます。

以上で税務関係の説明を終了させていただきます。

○委員長（細川伸男君） 説明が終わりました。

1 款議会費、2 款総務費の質疑を許します。決算書では一般の 45 ページから一般 63 ページまでです。

内田委員。

○副委員長（内田尊之君） 報告書の 25 ページ総務費、地域活動等推進事業補助金について質問いたします。この補助金は平成 25 年度新規事業として出てきたわけですが、当初 270 万予算措置されてまして、その後補正で 100 万となっておりますが、この事業効果といいますか、その目的です。目的はここにもあるように、町内会が自主的に行うまちづくり、それと大きいのがこの防災活動に関する事業に対して助成をするという目的で設置されました。ところがこの執行状況を見ますと半分に満たない。特に自主防災の組織においては、各区合わせても 4 件であるということになっておりますので、この効果では、まちの効果を見ますと結成促進と活動活性化が図られたという一定の評価をされてるようですが、執行率と効果、要はまち側が受けたその効果というのがどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（細川伸男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えします。

今委員おっしゃるように、非常にその効果が結果として件数で言いますと少ない件数になってございまして、当初予算を見込んだ件数には程遠い実績になっているのは、私たちも非常に少ない数字と受け止めております。きのうの一般質問の中でもお話が出ておりましたけども、あくまでも防災関係の自主防災組織の結成につきましては、行政主導ではなくて町内会が自主的に作っていただくのが趣旨でございますので、行政の後押しも今後必要ではあると認識しておりますので、その辺、またこの数字が多くなるように努めて参りたいと思っております。それとコミュニティ活動につきましても、各町内会だいたいこういう制度があるというのは、町側からも年度初め、それからその後何とか周知をしておまして、そういう認識は持っていただいていると思っておりますけれども、まだまだ件数も少ないのかとは感じておりますので、これも一

層利用していただけるように、その辺今後充実を図っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（細川伸男君） 内田委員。

○副委員長（内田尊之君） お答えいただきましたけれども、まちとして評価は低い思いがあるのはわかりましたけど、課長言われたとおり昨日の同僚議員の一般質問がありましたけど、私は、あれは架空の問題だと思うんです。というのは、いざ災害があったときに、やはりまちはどこに頼るかという、そういう町内会、隣近所のそういう助けがなければ、まちはすべてをカバーすることはできません。それは昨日の町長の答弁にもありました。やはりそこに頼るしかないわけですから、私はやはりこの目的というものが自主防災、特に自主防災組織を確立させるという目的でありますから、当然それは必要であると思えますし、それと各町内会も大変高齢化が進んでいる状況下にあるのは重々承知ですが、されとて、やはりそこにまちは頼らなくてはいけないわけですから、ですから確かにこれは町内会が自主的にやるものだということはそれは総論ではわかるんですが、やはりまちはもっと積極的にアプローチをかけて、そういう組織づくり等を後押しするという、まちから力強い姿勢といいますか、姿勢を見せていくべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（細川伸男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えします。

内田委員おっしゃるように、まちがもっと働きかけてそして町内外に、それを自主防災組織の結成を促していくというのは私も同感でございますので、その辺まちといたしまして積極的に関わるといふか、そういう後押しを結成を促すような手だてをしていきたいと思えます。

○委員長（細川伸男君） そのほか。

澤田委員。

○委員（澤田光子君） 関連で地域活動推進事業補助金の中で、内田委員の関連で言わせていただきますが、町内会として自主防災とかしたいんです。けどもやり方がわからない、確かにまちからは広報等でも結構言われています。でも組織の組み方とか、そういうものがわからないところもあるんです。そういう意味では、各町内会にまちからどこどこにはだれだれと配置されていると思うんですが、そういう人たちがやはりそこに行って、そういう話をこういうことなので、こういう形をとった方がいいと思えますとか、そういう補助的なことをどんどん言っていかなければ町内会としては本当にわからない現状だと私は思います。私も主人が町内会長をしますけども、何度も言います。でも、やり方がわからないから自主防災組織をどんな形で作っていいのかわからない。それでだれに話していいのかわからない、だれだれにとはいふものの、やはりそれがなかなかうまくいかないというのが現状だと思うんです。そう意味では、町長も結構お話しして下さっていますし、広報等でも随分言われているのもわかります。けども、やはり方を教えてあげることが私は大事かと思えます。その辺はどのように考えておりますか。

○委員長（細川伸男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただいま澤田委員のおっしゃるとおり、町内会によっては町内会組織が組めないほどのそういう地域もあるのは私たちも認識してございます。そこで先ほど私は町内会で自主的に立ち上げていただく、そういう組織でありますというような旨の話をしましたけども、その辺は各町内会で組織の形成へ手段が、どうもわからないとか、そういう先頭になってやる人がいないとかというご事情があれば、まちにご相談といいますか、話を持って来ていただくのは全然やぶさかではございませんし、反対にまちからも先ほど申し上げましたけども、組織の結成をまだまだ件数を増やすという意味で、積極的なそういう働きかけもしていかなければならないのかと考えておりますので、今後その辺も十分町内会ともいろいろ話合いとか連携図りまして、その充実に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（細川伸男君） よろしいですか。

澤田委員。

○委員（澤田光子君） 今西村課長が言われたように、やはり町内会が高齢化になっておりますので、何回も何回も言っていないと、なかなかこういうことは進んでいかないというのが現状だと思いますので、その辺はまちからの働きかけ、そしてまたそこに住んでいらっしゃる役場の職員の人たちの働きかけ、そういうものがこれから大事になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（細川伸男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 澤田委員おっしゃるとおりだと思います。先ほどの質問の中にもありましたけども、ちょっと私から答弁漏れといいますか、その地域に担当が要るのではないかという話がございましたが、各区それぞれ地区担当を設けてその担当が地区に入っていくという制度がございます。それを活用する方法もございますし、また防災担当から積極的にそういう地域には説明なり、そういう相談を受けた場合のそういう対応なりそれをしっかりさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（細川伸男君） そのほかございませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 関連ではありますけど、自主防災組織、基本的に町内とかが主導して今までもやってきたということは認識しているんですが、先ほど澤田委員からも質問ありましたが、町内会ができない地域に対しては、まちから例えば、町政懇談会の事前に入っていて、避難道の話など体制については説明をしていただいたという認識があるんですが、今後、総務課中心になって、例えば、建設課なり福祉課なり総合的な行動の中で、まちとして今後も取り組んでいただけるのは、そのことはしていただけるということは確認させていただきたいと思いますが、いかがですか。

委員長すいません、もう一回いいですか。

○委員長（細川伸男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） すいません説明不足で。

自主防災組織こういう取り組み以外にも、今までと同じように町内会組織ができない地域にあっては、まち側からその説明に伺って、避難道の地域の要望とか、それを聞き入れていただいて対応していただけることで確認させていただきたいんですけどそれでよろしいでしょうか。総務課長。

○委員長（細川伸男君） 水野係長。

○情報管理係長（水野万寿夫君） 今の件に関しましては、過去にも町内会組織のないところから要望がありまして、そういった組織づくりの説明なり、実施した経緯もありまして、そういう要望がありましたら随時対応していきたいと考えております。

○委員長（細川伸男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 組織として立ち上げられないにしても、何かまちからのアイデアというか、そういう地域に対しても組織の立ち上げが難しいにしても、何か協議をしていただいて、今後もご提案いただきたいと思っておりますけどいかがでしょう。

○委員長（細川伸男君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

まちとしましては、やはりこうした有事の際の避難については大変重要な問題と受けとめております。先の一般質問でもお答えしたように、やはり自分の身は自分で守るというこの危機意識、こういったものを十分に町民の皆さんに持っていただくということが一番大事であるだろうということで、私たちそうした意識の高揚という部分で、さまざまな手段を持ちながらこの防災に関して取り組んでいるところでございますが、ただ、いずれにしましても今までがそうですが、この防災避難という面につきましては、随分行政に対する依存が高いんです元々。しかし、これはやはり気持ちを切り替えて自分の身は自分で守るというそうした意識を町民の皆さんに持っていただくということでなければ、有事の際に十分避難するということには繋がらないということでもありますから、そういったことで私たちとしてもそうした部分での取り組みがまだ不足しているというふうに、実態を見ますとそういったことを感じますので、さらに一生懸命それぞれの地域に対して、そういった危機意識の啓蒙ということに取り組んでまいりたい。まちは地域の皆さんからさまざまな組織の立ち上げについて、あるいは防災避難についてさまざまなお願いがあれば、まちは積極的に対応してまいりたいと考えております。

○委員長（細川伸男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） そこまで質問広げる気はなかったんですけど、確かに啓蒙もしていただくのもありがたいですし、ただ地域としてそのお互いに助けるということが叶わないような地域も間違いなくあるわけです。啓蒙しました、ご自分でと言われても、福祉のほうになるかもしれないけど老老介護なり、寝たきりの方を抱えている家庭があったり、つえをついて歩くのもようやくだと。そういう方々がお互いに近所で何かあったらどうするの。そこに例えばまちの職員が行きました。消防職員がいきました。二次災害、三次災害になる可能性もあるわけです。だから事前に本当に何かあった場合は、こういうふうな手段あるんだっていうことも、その町長が言われる啓蒙にぜひ加えていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○委員長（細川伸男君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 災害の場合いろいろな災害ありますが、いずれにしましてもその現場から避難をするということが一番大事になってまいります。したがって、自分がその時にどうやって避難をするかということが、それぞれ考えていただくことが大事なんだろうと思います。そうしたことを家族あるいは地域で十分協議をしていきたいで、やはりいち早く安全な場所に避難をするというそうした心の準備を日常から、日ごろからそういったものに十分意を配していただくということが大事だと思います。自助、共助、公助ありますが、それぞれ十分機能しなければ、有事の際の避難にはつながらないと思いますが、それは公助の部分でなかなか誘導あるいは避難をさせるという状況が必ずしもできない場合は十分考えられますので、そういった場合にどうするのかということをご自分で考えていただく。その中でさまざまな課題、問題が出てくると思います。それは個別案件、それぞれの地域の課題として出てくると思いますから、そういったときには、まち相談をしていただいてそれを解決する方向を探ることになるのではないかと思います。

○委員長（細川伸男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） こういうコミュニティであり、自主避難組織の中に消防団員も町民になっておりますけれども、多少の訓練は一般の方よりはあると思います。その中で団員を利用するという部分では町長がお考えないんですか。逃げるにも、水害にも、火災にもそれから津波の部分でも、やっぱり結構団員はいろんなところの話も聞いたりして直接動き回ってますから、そういうのを利用するというお考えはいかがですか。

○委員長（細川伸男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えします。

今大湯委員からおっしゃられたその消防団員、最も日ごろ訓練されているそういう団員の方ですから、それはもう第一線で活躍をしていただきたいと認識しておりますが、その団員の方を有事の際にまち側の指示で現場で活躍していただくということは、まずあり得ないのかと。すなわち消防団員ですから、消防団長の下で活動するのが本来かと思っておりますので、今の質問につきましては、まちとしてはそういうふうなことをいたしかねるとお答えせざるを得ないかなと思います。

○委員長（細川伸男君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 今の答弁ですと、災害が起きたときには、団長の下で行動すると言いますけれども、有事があったら直接やっぱりそれぞれの手の掛かる人々に救助に当たる。あるいは救助に当たることはできない部分もあります。さっき町長もお話しました。てんでんこで逃げないとならない部分もありますけれども、最低限1回集まってどうだ、近くのおじさん、おばあさん方を助けることに対しては、団員が集まってどうだこうだ以前の問題ですので、そういうことを考えないで、どんどん消防団員も利用してください。ぜひ私たちも町民であり同じコミュニティの中の一人で、自主防災の中にも入れるんですから、やっぱり一般の人よりは道具とかも使えますので、そういう部分でも頭に入れていただきたいと思いますけれども、あわせて

いますけれども、去年の避難訓練では消防団員に参加してくれという言葉はありませんでした。この次どうなるかわかりませんが、今年ですか、去年ですか町内会でやった避難訓練で1,100何名いらっしゃいましたけれども、消防団員にどうだこうだって話は全くなかったの、僕たちもやっぱりちょっと寂しかったなと思います。だから金額の問題でない、系統の問題でない、とにかく利用していただきたいと思います。

どうですか町長。

○委員長（細川伸男君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 大湯委員のおっしゃる内容につきましては私も理解いたしますが、消防団員がその有事の際、その現場の近くに住まわれているとか、そういう方につきましては、いち早く消防団員であろうとなかろうと、それはそういう隣のおじいちゃん、おばあちゃんを助けるとか。そういうことは人としていち早くするのは、そういうことになるのかなとは思いますが、団員であろうとなかろうとそういうふうに、特に団員の方々は日ごろ訓練されてる皆さんですから、特に迅速な対応をしていただければと思います。

○委員長（細川伸男君） あとございませんか。

大野委員。

○委員（大野一男君） 決算書の51ページになります。老朽した施設の解体事業が25年も行われています。26年も行われて年度ごとに計画を上げて随時執行してるわけですが、解体した後平地になるわけですね。その後の利活用ですとか、あるいは町民に対してこの土地は、例えば借りて使えますよとか。売り地ですよとか。何かそういうことの今後の計画というものは、どうなんでしょう。25年度分についてだけでも結構ですが。その後についてのまちの計画なりをちょっとお示しいただきたいと思います。

○委員長（細川伸男君） 金澤管財係長。

○管財係長（金澤喜嗣君） ただいまの質問にお答えいたします。

委員おっしゃいますとおりで再利用につきましては、去年の事務調整会議でも検討されておりました、売り払いも含めて検討をするということで今後考えております。

○委員長（細川伸男君） 大野委員。

○委員（大野一男君） うちの地区の東部団地というところがあるんです。これは多分25ではなくて26の予算で平地にされたところがあるんです。あそこはちょっとずれますが東部の分譲した土地なんです。ほかは。まちがあそこは多分先生方の住宅だったと思いますけれども、そういうとこ平地にしてあるわけですが、そうなるともともと分譲地だったのが、町で取得して公共の施設を建てた。それが解体されて平地に戻ったというときには、これはどうなんでしょう一般の方が、そこに自分の家を建てたい等々があった場合にはどういう対処になるのかなということも、町民間からは多分出てくるんだろうと思うので、これは26年の事例ですから今回答いただけるかどうかわかりませんが、25年の解体事業の中にもそういう適応できるものがあるのかとすれば、やはりその辺は早目に整理をされて何らかの形で住民の皆さんにお知らせするというのも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（細川伸男君） 金澤管財係長。

○管財係長（金澤喜嗣君） ただいまの 26 年度の解体、東部団地のところもお話ありますが、そこも含めまして今後検討してまいりたいと考えております。

○委員長（細川伸男君） よろしいですか。

○委員（大野一男君） わかりました。

○委員長（細川伸男君） そのほかございませんか。

質疑を終わります。

ここで 15 分まで休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 15 分

○委員長（細川伸男君） 休憩前に引続き会議を再開します。

3 款民生費、4 款衛生費の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは 3 款民生費社会福祉協議会運営事業補助金、決算額 2,713 万 1,000 円で、一般財源であります。人権費の補助率 85%、物件費 65%補助を基本としており、社会福祉協議会の運営に対する補助を行なったものです。

次に敬老会開催業務、決算額 191 万 9,000 円で、すべて一般財源であります。町内 3 区 6 会場で開催された敬老会に係る委託料であります。

次に北檜山恵福会補助金、決算額 335 万 8,000 円で、すべて一般財源であります。北檜山恵福会がデイサービスセンター建設時に借入れした元利償還金に対する補助で、平成 25 年度で償還完了となっております。

次に老人クラブ運営費補助金、決算額 218 万 1,000 円で、道補助金が 73 万 9,000 円、残り一般財源が 144 万 2,000 円であります。老人クラブ連合会に対する補助であり老人クラブ数は 20 団体、会員数は 574 人となっております。

次に介護保険居宅サービス事業補助金、決算額 2,541 万円で、すべて一般財源であります。北檜山区では北檜山恵福会において、大成区では大成慈恵会においてそれぞれ実施しているデイサービスセンターの運営費に対する助成を行なったものであります。利用実人員、延べ利用回数はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に特別養護老人ホームきたひやま荘特殊入浴装置導入事業補助金、決算額 304 万 5,000 円で、すべて一般財源であります。特別養護老人ホームきたひやま荘の特殊入浴装置更新に係る補助を行なったものであります。

次に障害者地域活動支援センター業務、決算額 605 万 7,000 円で、すべて一般財源であります。まちの施設の運営管理業務を N P O 法人瀬棚共同作業所ふれんどに委託実施しているものでございます。利用者数は記載のとおりでございます。

次に障害者グループホームのぞみ指定管理料、決算額 494 万 8,000 円で、すべて一般財源であります。施設の指定管理者を有限会社松神建設に指定して運営しているものであります。利用者数は記載のとおりでございます。

次に障害者地域活動支援センター管理棟屋根改修工事、決算額 76 万 2,000 円すべて一般財源であります。管理棟軒天改修により施設の適正な維持管理が図られたものであります。

次のページに参りまして太田地区振興会館改修工事、決算額 341 万 3,000 円で、すべて一般財源であります。外壁張替え等の施行により、施設の適切な維持管理が図られたものであります。

次に老人ホーム運営費、決算額 7,465 万 7,000 円、財源は措置費と入所費用徴収金であります。三杉荘の運営管理に努めたものであり、毎月 1 日現在、入所平均人数が 49.17 人、入所率が 98.3%となっております。

次に生活支援ハウス運営事業、決算額が 2,284 万 2,000 円で、使用料等が 369 万 3,000 円、残り一般財源であります。北檜山生活支援ハウスと瀬棚生活支援ハウス 2 施設の運営管理の委託に要する経費であります。なお記載では北檜山生活支援は、入居者が 10 室 9 人となっておりますが、9 室 9 人に訂正をお願いします。また瀬棚区生活支援ハウスとなっておりますが、瀬棚区の区の削除をお願いいたします。

○委員長（細川伸男君） 中野課長。

○町民児童課長（中野真一君） 続いて国保医療関係でございます。重度心身障害者医療費助成事業 3,424 万 3,000 円、財源としましては国道支出金 1,209 万 5,000 円、その他については被用者保険の高額医療費の立替え分が 608 万円、残り一般財源 1,606 万 8,000 円でございます。助成件数は 5,779 件でございます。

次にひとり親家庭等医療費助成事業で 531 万 5,000 円、財源は国道支出金 125 万 2,000 円被用者保険の立替え分が 243 万 3,000 円、残り一般財源 163 万円でございます。助成件数は 1,068 件でございます。

次に乳幼児等医療費助成事業で 1,698 万 9,000 円、財源国道支出金 341 万 6,000 円、一般財源 1,357 万 3,000 円でございます。未就学児童から昨年は高校生ままで、助成件数は 7,732 件でございます。

次の 28 ページでございます。未熟児養育医療給付事業で 30 万 4,000 円、国道支出金 12 万 2,000 円、本人負担分は 4 万 9,000 円、一般財源 13 万 3,000 円でございます。これは指定養育医療機関に入院する満 1 歳未満の未熟児二人へ医療費の助成を行なったものでございます。

○委員長（細川伸男君） 丹羽課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは 4 款衛生費です。母子健康診査等業務、決算額が 560 万 7,000 円、道補助金が 69 万 1,000 円、サフォライド塗布の負担金が 7,000 円、残り一般財源であります。母子保健対策として各種健康診査、健康相談及び健康教育事業を実施し、母子支援に努めたところであり、実施内容人数等につきましては記載のとおりでございます。

○委員長（細川伸男君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 続きまして病院事業会計繰出金でございます。病院会計への繰出

金といたしまして 5 億 3,954 万 6,000 円の支出でございます。内訳でございますが交付税に算入されているルール分が 2 億 7,710 万 6,000 円、当初予算と比較しますと 1,793 万円の増となっております。増加の主なものですが、共済費に係る追加費用分として 1,260 万円ほどや医師の研修費 100 万円ほど、児童手当追加分が 250 万円ほどとなっております。ルール分以外でございますが、当初予算で 9,000 万円の繰出金を見込んでおりましたが、赤字補てん分として 1 億 1,244 万円と旧大成国保病院が旧北檜山国保病院から合併時に健全化運営資金として貸付けを受けました借入金の解消のための繰出分 6,000 万円を追加し、合計で 2 億 6,244 万円を繰出しております。なおこれによりまして大成診療所の合併時の借入金の残りは 6,000 万円となるものでございます。

○委員長（細川伸男君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 続きまして予防接種業務、決算額 779 万 1,000 円で、すべて一般財源であります。乳幼児等に対し予防接種法に基づく定期接種及び任意接種を実施するとともに、エキノコックス症検査を行い公衆衛生の向上に努めたところであり、接種等の内容及び実施人数につきましては記載のとおりでございます。

次に健康づくり推進事業、決算額が 1,817 万 6,000 円、道補助金が 171 万 9,000 円、がん検診等の個人負担金が 485 万 4,000 円で、残り一般財源となっております。町民の健康づくり健康保持のため各種健康診査及び健康教室などを行い、また疾病予防等の実施に努めたところであり、事業の内容、実施の人数につきましては記載のとおりでございます。

○委員長（細川伸男君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 次に環境衛生関係でございます。資源ごみ回収補助金 92 万 9,000 円、これは資源ごみ回収行なっている子供会または町内会 37 団体へ補助を行なったものでございまして、昨年開始されたごみの総量は約 250 トンでございます。

次に公営温泉浴場管理費、3,304 万 9,000 円、財源は入浴料使用料が 1,663 万 9,000 円、残り一般財源でございます。いこいの家とやすらぎ館の二つの温泉施設に関わる運営費でございます。

次に衛生センター組合負担金 2 億 1,587 万 5,000 円、一般財源でございます。内容は構成町の普通負担金が 1 億 5,825 万円、特別負担金、これは起債の償還金に係る交付税算入分ですが 5,317 万円、P C B 廃棄物処理費用負担金が 445 万 5,000 円でございます。

次にし尿等処理事業 3,878 万 4,000 円、財源としましては、し尿の処理手数料で 2,683 万 6,000 円、残り一般財源が 1,194 万 8,000 円、昨年し尿の収集量は 4,616 キロリットル、延べ件数で 5,940 件でございます。また北檜山下水処理場し尿等処分負担金が 1,697 万 1,000 円となっております。

以上で 4 款衛生費の説明を終わります。

○委員長（細川伸男君） 説明が終わりました。3 款民生費、4 款衛生費の質疑を許します。決算書では一般 63 ページから一般 83 ページまでです。

内田委員。

○副委員長（内田尊之君） 報告書 26 ページ民生費、社会福祉協議会運営事業補助金についてお聞きします。ご周知のとおり本年社会福祉協議会において不祥事が発生いたしました。このことは町民の信頼を大きく揺るがした大変な事件だと思っております。当然、当議会といたしましても、昨日この信頼回復のために特別委員会を設置いたしました。細かい質疑は当然その特別委員会において行なわせていただきたいと思います。今回は決算でございますので 25 年の決算について、状況についてちょっとお伺いしたいと思います、これは代表監査委員にお聞かせ願いたいと思います。

過日、財政援助団体の監査の報告がございました。平成 25 年度の補助額ですが 2,713 万 850 円でしたが、監査の結果、返還補助金として 3,123 円、要は 3,123 円補助対象外であったため返還させてもらったという報告を受けましたけれども、この金額をみさせていいただいても補助金は適正に使われていたのかなという思いがありますが、補助金額は少ないですけれども 3,123 円というのは、これは単純な、要は間違いだったのか、また双方の考え方の違いでこのような返還額が生じたのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（細川伸男君） 残間代表監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

この補助金につきましては、それぞれ支出項目が決まっております、その支出項目の実績に対して一定の率を掛けて算出しております。その基礎の数字、社会福祉協議会が使用した金額の中に補助対象に馴染まないそういうものが数点ございました。それから内容で支出してるということになっているんですが支出になってない。そういう誤りもございました。その結果、20 年、25 年それぞれにて 2 年間において返還をしていただきたいたいという経過であります。

以上です。

○委員長（細川伸男君） 内田委員。

○副委員長（内田尊之君） 返還補助金についてのことは今の答弁でわかりました。それと同時にこの議会に出された監査の結果については、監査委員の所見も付けられております。そこで要は発生原因の究明とその対策について着手してるが不十分な点も見受けられたので、出納財務関係帳簿の整理、事務執行体制の改善等について早期の是正を求めた。これは監査の所見であります。要は団体側に是正勧告をしたということになっておりますが、当然その是正勧告をされたということは、その期限を区切っていつまでに是正をなさいと。そして当然それを確認する行為が出てくるかと思うんですが、監査としてこの是正の期限を切ったの要は勧告であったのか、それとその確認です。というのはどういう形で行なおうとしてるのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（細川伸男君） 残間代表監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） ただいまのご質問にお答えいたします。

改善をいただきたいたいと私ども監査をしてみた結果、その件数、内容については正直申しまして多々ございました。直していただきたいたいことがです。それで一定の期間を区切って設定をしても、即、改善できる部分とやはり組織全体で見直しをして、論議を深めていただかなければ

改善できない部分もございましたので、今後も道社協それから檜山振興局の監査等もございませぬので、そういう進捗状況を踏まえて早急に社協としての改善策を策定をしていただくというふうをお願いをしております。私たち監査委員としても、改善の進捗度がきちっと確認できるように最低でも3年程度、奥村監査委員とも話をしたんですが、その進捗度をきちっと確認するということが最低必要であろうと考えております。終わったあと担当課、保健福祉課とも意見調整をいたしまして、その進捗度についてはきちっとお互いに意見調整して確認しようというふうを確認し合ったところでございます。

以上です。

○委員長（細川伸男君） 内田委員。

○副委員長（内田尊之君） 町ができる監査の範囲には当然その制限があるかと思っておりますが、今監査委員の言われた、やっぱり大変ご足労とは思いますがきちっとした形の中で、その追跡、是正されてるかというのをぜひ確認をしていただきたいと思っております。

それと、先ほども言いましたように議会としては、町民の信頼回復のために特別委員会を設置して、何とか信頼回復しようという努力を今進めるわけですが、その補助金を出している町として町民に対する信頼回復のすべというものはどのようなことをお考えになっているのか。これは町長ですか、担当課でお答えできますか。

○委員長（細川伸男君） 西田課長補佐。

○保健福祉課町補佐（西田良子君） 今回の問題につきましては、担当課といたしましても大変衝撃を受けました。保健福祉課といたしましては、社会福祉協議会と一体となってやりたい事業がたくさんございまして、社会福祉協議会においてはボランティア団体の育成の関係、あと認知症だとか知的障害だとかで金銭管理が困難な方に対する市民後見人の事業などこれから一緒にそういう事業を展開して、地域の高齢者の方々に支援できるような内容の事業を展開していきたいと思っていた矢先のことでしたので、ただ今回保健福祉課といたしまして調査に入ったわけなんですけれども、事業以前の問題の社会福祉協議会としての体制の部分がかかなり弱いと感じる部分がありましたので、その体制をしっかりと上と一緒に事業を保健福祉課としても展開して行って、地域の方の信頼を回復するしかないと考えております。

○委員長（細川伸男君） 内田委員。

○副委員長（内田尊之君） 私たちも特別委員会がこれからありますので、くどくは申し上げませんが、これはやっぱり指導監督責任というのは当町にも当然あると思っておりますし、今回のやっぱり最大の衝撃。今衝撃というお話が出ましたけども、この衝撃が何かというと、この団体というのは町民の善意から成り立っている団体である。そこで起きた不祥事であるから、要は衝撃なんです。ですから町民の信頼というのが一挙に損ねてしまった。これはもう紛れもない事実であるし、今現状は町民の方々が抱えている感情は、そこにあると思っておりますので、やはりそこは当然まちとしても不祥事は団体で起きた不祥事であっても、やはりその助成金を渡しているということは監督責任は当然ありますから、そこはやはり先ほど監査委員の答弁もありましたが、一緒になって町民の信頼回復に全力で努めていただきたいと思います。

○委員長（細川伸男君） 答弁はもらいますか。

○副委員長（内田尊之君） いただきたいです。

○委員長（細川伸男君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今回のこの不祥事につきまして本当に残念に思っております。せたな町社協そのものの指導団体は道社協となりますが、今回の不祥事については残念ながら社協内部でのチェック体制がきちんとしていなかったというところが原因のひとつと考えておりますので、議員おっしゃるように監督責任というのは、まちは残念ながら持ち合わせておりませんが、しかし今後の社協の信頼回復については、まちとしてももしっかり応援していかなければならないと、1日も早い信頼回復をしていただいて、本来の社会福祉協議会の事業、仕事、大変大きな役割を持っているわけですから、しっかりそういった本来の業務が遂行できるように応援していきたいと思っております。

○委員長（細川伸男君） よろしいですか。

○副委員長（内田尊之君） はい。次よろしいですか。ほかにも質問あるんですけど。

○委員長（細川伸男君） 内田委員。

○副委員長（内田尊之君） 続いて質問させていただきます。報告書の 29 ページ衛生費、健康づくり推進事業、1,874 万 4,000 円、私議員になってから毎回このことは予算と決算で質問をさせていただいております、ほんとに議員としての日課のようになっておりますが、なぜ毎回質問をさせていただくかといいますと、この事業は本当に地道なんです。地道であってその担当課の皆さん方には本当にご苦労願っているということで、感謝の意味を込めましてちょっと質問をさせていただきたいんですが、主要な事業実績を見ますと健康診断の実績、これ人数ですが、これは上がっているんです。これは僕はいいことだと思います。ところが、がん検診は残念ながら人数が段々検診者が少なくなっているような傾向にあります。それと一つ目についたのが健康相談、これは一気に 1,400 人ぐらいだったのが 2,000 人ということで、こちらに担当課のご努力が表れているのかなと思うんですが、その要因、健康診断の患者増えた、またがん検診が減った。それと健康相談の人員が増えたと数字の変動があるんですが、その要因は何であるのか分析されているでしょうか。

○委員長（細川伸男君） 垣本保健推進係長。

○保健推進係長（垣本利子君） 内田議員の質問にお答えします。まずがん検診の受診人数が残念ながら減っているのは確かでございます。こちらとしても特定健診同様個別に未受診の方にはがきで周知したりですとか、いろいろ承知は地道にやっているつもりではあるんですけども、なかなか増えてこないというのか現状ではあります。あと実施していただいている検診機関でも今まで一緒にやっていたものができなくなったりとそういうオプション的なものもありまして、それで、あれもう出来ないんだったら今回はいいですとかという感じで言われてしまうこともあり、すべてのがん検診ではないんですけども勧奨はしているんですけどもなかなか伸びてこないというところはあります。

あと健康相談が今回ちょっと延びたのが、健康教育と一緒に健康相談をやったりしていたり

ですとか、あとは今まで電話ですとか来所で健康相談をしていた人数を今まで含めていなかったというところが、今回からちゃんと自分たちの業務として数として残していこうということもあって 25 年度から自分たちでわかる範囲で電話とか来所の相談の人たちの数も数えることにしたので、それで人数が上がったというところですよ。

以上です。

○委員長（細川伸男君） 内田委員。

○副委員長（内田尊之君） わかりました。そういう要因でこういう変動が出たということがあります。私はこの町民の健康づくりというのは要だと思えます。何故かといったら健康な、元気な高齢者、町民がいるということは、それはその医療費に反映するし国保税にも反映するし、ですから本当にまちには元気な町民がたくさんいるという方向にしなければ、本当に今後のまちづくりに障害が起きると思っておりますので、僕は今答弁聞いてご努力はされているというのは重々確認しましたが、それをもう一回り努力していただいて、やはり町民の健康を司っていただきたいと思っておりますので、答弁は結構ですけども、そういう気持ちを込めて質問をさせていただきます。

○委員長（細川伸男君） そのほか。

小平委員。

○委員（小平 久君） 内田委員の質問に関連するわけでございますけれども、この健康づくり推進事業全体として進んでいることは私も認めますし、きのうの一般質問でも言いましたけれども保健師の現場での活躍、活動には本当に頭の下がる思いでございます。そして、この医療費の引き下げ、健康の増進ということは、やはり予防医療そして、しいて言えばそれぞれ個人個人の意識の問題だと思っております。そういったことでの呼びかけ、働きかけをまちとして後方支援をしっかりとしていくということが大事でないのかなと思っております。ことしの町政執行方針では、国保税の引き上げも検討するということを書かれておりますけれども、やはりその前に町民にこういった事業をやっている、協力してもらおう。こういう意識をきっちり持ってもらうということ町民に理事者として訴えていくのが先でないのかなと思っております。それで、きのうの続きにもなるかと思っておりますけれども、まず去年は特定健康診査第 1 期分 5 年間の結果についていろいろお聞きしました。そんな状況のあと、きょうの委員会でございますので特定健康診査の受診率を改めて 25 年分についてお聞きしたいと思います。

○委員長（細川伸男君） 垣本保健推進係長。

○保健推進係長（垣本利子君） 今の質問にお答えします。

平成 25 年度のきのうまで渡してある受診率は、法定報告、国に報告している数値ですが、平成 25 年度の法定報告がまだこれからということなので、きちんとした法定報告の数値というのはちょっとこちらではまだ押さえてはいないんですけども、25 年度ですがこちらで押さえているまちで作っている特定健康診査等の実施計画に基づいた対処数と、あと受診数で割り返した受診率は 38.9%とは押さえてはおります。ただ法定報告では、もしかしたら受けた人が国保から脱退したとかというような細かな部分があるので、ちょっと落ちてくるんじゃないかと

思うんですけど。

以上です。

○委員長（細川伸男君） 小平委員。

○委員（小平 久君） 法定報告までは行かなくても、ことしの決算に係る問題ですから、ある程度の概算で結構でございますので、その数字というものは押さえているだろうと思いますので、そこら辺のところの中での 38.9%これ各区別に押さえている部分でお知らせ願います。

○委員長（細川伸男君） 垣本係長。

○保健推進係長（垣本利子君） 質問にお答えします。

25年度のこちらで押さえている各区別の人数なんですけれども、北檜山が 510 人、すいません受診者数です。瀬棚が 193、大成が 160 で合計 863 人となっております。

○委員長（細川伸男君） 小平委員。

○委員（小平 久君） 受診率ではどうなりますか。

○委員長（細川伸男君） 垣本係長。

○保健推進係長（垣本利子君） 大変申しわけございませんけども、区別に受診率は出しておりません。すません。

○委員長（細川伸男君） 小平委員。

○委員（小平 久君） きのう聞いたのは受診率で聞いてありましたし、この数字が上がっているのか、若干全体では上がっているようなんですけれども、こういったことの協力してもらおう、意識を共有してもらおうということは大変重要なことだと思いますし、町長はその国保税の引き上げを、ことしは視野にいれてた執行方針を出しているわけですけれども、こういった現場で頑張っている人たちに対する思いも含めて町民に受診率の向上のために、呼びかけるということが大事なことでないのかと思いますので、そこら辺のところ町長のお考えを今一度聞きたいと思います。

○委員長（細川伸男君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この件につきましては、ずっと検診率の向上に取り組んでおります。一定の成果は見えてきたと思っておりますが、しかし町民の皆さんの健康を保持することについては、これはまちのためではなくて、やはり町民皆さんの自身のためということに最終的にはなります。そうすることによって、医療費の軽減あるいは保険税の引き下げというところに最終的につながっていくものと思っておりますので、まちとしましては、これまでもやっておりますが、さらに検診率向上に向けた取り組みを一層進めてまいりたいと考えております。

○委員長（細川伸男君） 小平委員。

○委員（小平 久君） まちのためでなくて個人のためだということもちろん個人のためでありますけれども、受診率が上がることは、まちのためになるんです。全体の医療費が引き下がり健康保険税が低くて済むということは、個人のためでもあるけれども、まちのためでもあるんです。そこら辺の認識がちょっと私とは違うのかと思うんですけども、この取り組む姿勢というものをもう少し前面に出してやってほしいと思っております。

○委員長（細川伸男君） 答弁は。

○委員（小平 久君） あれば町長からもう一度。

○委員長（細川伸男君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 小平委員のお考えはよく承知をしております。そうなるようにまちとしましても一生懸命これからも取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（細川伸男君） 小平委員。

○委員（小平 久君） 別な質疑に入らしてもらってよろしいですか。

○委員長（細川伸男君） はい。

○委員（小平 久君） 先ほど内田委員から最初に質疑のあった関連するものでございますけれども、社会福祉協議会の運営事業補助金、こういった中で、これから先ほども内田委員からもありましたけれども、特別委員会を作ったのでその中でいろいろしっかり信頼回復のために、努めていかなきゃないと思うんですけれども、この団体は自主財源がほとんどないんです。人件費の 85%、物件費の 65%これ全額町で持っている。すなわち町民のお金です。あと、それから町民の善意でお集めしている寄附金、もちろんこれも町民のお金です。ですからほとんど 100%が町民のお金であるということと、このまちとしての多額の金額を出しているまちとしての係り方が大事なところだと思うんです。確かに法人として独立したものでございますけれども、そしてその定款の中にもいろいろやることたくさん書いてありますけれども、なかなか実践実行伴っていない状況の中で、ずっと続いてきたというのが社会福祉協議会の実態だと思っております。その中でこれから特別委員会の中でしっかり過去 20 年からの分を含めて調査させてもらいますけれども、この町の係り方という意味で町長の考え方をもう一度お伺いしたいと思います。

○委員長（細川伸男君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほども内田委員の質問にもお答えをいたしました。確かに自主財源が乏しいという状況でございますが、しかし社会福祉協議会としては、さまざまな事業を展開して現在進めていただいている。そこでそのためには、やはり一定の人件費やあるいはその他を含めて財源が必要ということになるわけで、本来、自主財源を求めて事業展開をするというのが本来の筋であります。それが叶わないということから、まちとしては一定の金額を支援をさせていただいて、事業展開を応援しているということでございます。したがって、これからはまちは応分の負担をしながら、この社会福祉協議会の事業を応援するというように努めてまいりたい。1 日も早く信頼回復をしていただいて、十分にその役割を果たしていただくようにこれからもお願いしてまいりたいと思います。

○委員長（細川伸男君） よろしいですか。

○委員（小平 久君） はい。

○委員長（細川伸男君） あとございませんか。

大野委員。

○委員（大野一男君） 決算書の 67 ページです。障害者グループホームのぞみの決算ですが、

報告書には、まず文言ですけれども未利用者数という表示ですが、これは行政用語なんでしょうか。8人となっておりますが、未利用ということは利用していない数と解釈するんですけれども、その辺が1点。

それから、ここ多分定員10名の施設だと思ってました。これ利用実績は8名となっておりますが、総務厚生常任委員会の中でグループホームのぞみの定員の関係で、今、来年の春に、ですから25年の春、3月にこの施設に入りたい方が待機者でいるということで、この施設管理者あるいは、まさにその枠を何名か分ちょっと空けて卒業期まで待っていただけないかということがあったので、まちとしてはその辺はしっかり対応していきたいということで、募集云々ということに係らず、枠を一つ空けて有りますという総務厚生常任委員会でやりとりをした覚えがあるんです。その結果この8ということなのか、それはもうクリアして26年は10名になるのか。それから指定管理のこの額というのは、10名相当分の指定管理料なのか。8名相当分の指定管理料なのか報告いただきたいと思います。

○委員長（細川伸男君） 松原係長。

○障害福祉係長（松原孝樹君） 大野委員のご質問に対してお答えいたします。

まず一つ目の利用人数ですが、これはおそらく読み方の違いだと思いますけれども平成25年度末、利用者数というところでご理解をいただければと思います。未利用者ではなくてマツです。

それで2点目のご質問でございますが、こちらにつきましてはグループホームのぞみは、昨年25年度4月から松神建設さんのもと運営しておりますけれども、4月1日現在から入居者1名でスタートいたしまして、その後5月に2名、6月に3名と少しずつ入居をしていった状況があるんですけれども、26年3月末の段階では現在8名の利用者でございます。それで定員も8名となっております。すいません定員10名です。

○委員長（細川伸男君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） 今の待機者の関係ですけれども、今金高等養護学校から確かに3人くらいのお話をいただいていたんですけれども、結果的にはそのうちのお一人だけがこの8名の中に含まれている状況でございます。

○委員長（細川伸男君） 指定管理の関係。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） 指定管理料ですが8人分10人分ということで言われたんですが、8人であっても10人であっても施設を管理している職員体制、光熱水費の関係だとかは当たり前にかかりますので10人分。施設の運営管理体制としては10人分ですけれども、ただの食費だとかそういう細かいものについては8人分の指定管理料という形になります。

○委員長（細川伸男君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 私が言いたいのは総務厚生常任委員会で課長もおっしゃったように、そういうやりとりがあったということは今事実確認をさせていただきました。結果的にはその10人に至るまでの待機者の入居がなかったもので、結果、現状である。現在も8人ということなんです。これはあとは利用者数の増減ですから、そこにまで及ばないのかもしれませんが、その時点で25年の確定する時点では、そういう約束のもとにまちでもそれ相応の経費負担につい

て見ざるを得ませんよという課長の答弁をあの時いただいておりますので、その答弁に沿った形で指定管理料が支払われていると解釈してよろしいですか。

○委員長（細川伸男君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） 当初、障害者のグループホームにつきましては、7名の入居者で採算が取れる見込みで指定管理料ゼロ円から始まったんですけれども、その7の入居者に至るまでが、本当の年度末になってしまったもので25年度につきましては、3月補正で500万近くの委託料の補正をさせていただいたところでございます。今後は8名から出発してございますので採算とれる考えであります。

以上でございます。

○委員長（細川伸男君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 決算書と予算書を見合わせますと25年度の予算書にはこの部分の予算が計上されていないです。多分、途中で補正を組まれて今の状況で指定管理料の確定みたいのものがあって、追加で補正されて決算にいたったとそういう解釈になろうかと思うんですが、それはいいんですね。じゃなぜ当初の予算にこの計上ができなかったのか、実務的な部分を含めてちょっともう一度ご説明いただけますか。

○委員長（細川伸男君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） 障害者のグループホーム男性の部分ですけれども、精神障害者家族の会だとか障害者団体のほうから、父兄の方々からも強い要望がございまして、建設したわけですが、その当時の押さえとしては12人の希望者がおりました。実際に建設して4月からスタートできるからということで、声掛けをしていたんですけれども、なかなか実際に入るとなると気持ちの問題というか、足踏みをされてなかなかその辺は精神的に難しい部分がございます、すぐの入所には至らなかったという現状がございました。それで当初12人おりましたので、4月から皆さんかなり要望をいただいておりますので、当然入っていただけるという考えでいたんですけれども、ふたをあけて声掛けを開設以前からした中では4月1日に入られた方はその中の一人だけだったんです。それで当初予算には計上しておりませんでした。

○委員長（細川伸男君） よろしいですか。

ほかございませんか。

質疑を終わります。

それでは昼食のため休憩をいたします。1時15分から再開します。

休憩 午後12時07分

再開 午後 1時12分

○委員長（細川伸男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

5款労働費、6款農林水産業費の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 29ページの下の方の5款労働費からでございます。渡島檜山北部

通年雇用促進支援事業 4 万 7,000 円、季節労働者の通年雇用の促進を広域で行うもので 4 町並びに関係団体で構成する協議会において、求人開拓、事業者向け雇用化促進セミナー、雇用相談窓口の開設などの事業を行いました。

次に 30 ページになります。緊急雇用創出推進事業を 659 万 4,000 円、国の補助事業を活用し森林管理技術者育成のための町有林での保育作業など森林整備技術の習得と農業センターでの新たな野菜品種の導入試験等を行い雇用の促進を図ったところであります。

続いて 6 款農林水産業費で農業関係でございます。環境保全型農業直接支払交付金 278 万 5,000 円、地球温暖化や生物多様性保全に効果の高い営農に取り組む農業者に対し追加的コストを支援するもので、13 戸の農業者が有機農業、化学肥料、農薬の 5 割低減、カバークロープの栽培などの取り組みを行いました。

続いて中山間地域等直接支払交付金 5,703 万 2,000 円、要件を満たした傾斜地の面積に応じて交付金が交付され、各集落の協定に基づき農地保全活動や地域独自の農業生産活動への助成などに活用されました。

続いて北海道青年就農給付金 300 万円、平成 24 年度から始まった国の担い手支援対策に、平成 22 年に町内に新規就農した 2 戸の農業者に対し支援したものであります。

産業担い手育成事業奨励金 350 万円、農業関係分で平成 25 年度 U ターン等就農者 2 人、平成 20 年に一次交付を受けた二次交付の対象となった就農者 3 人に奨励金を交付したものであります。

続いて産業担い手育成事業補助金 92 万 4,000 円、農業関係分で平成 22 年に新規就農した農業者 2 名に対し農地賃貸料、固定資産税減免等の補助を行い負担軽減を図ったものであります。

続いて経営体育成支援事業補助金 276 万 3,000 円、国補助を受け経営規模の拡大と圃場の排水性の改善などを図るため、農業機械の導入に対し助成したものであります。

続いて畜産関係でございます。町営牧場指定管理料 330 万円、町営牧場の運営に係る指定管理料で 5 月 23 日から 10 月 25 日までの放牧期間に 250 頭の入牧がありました。

続いて町営牧場トラクター購入事業 640 万 5,000 円、購入後 20 年経過した管理用トラクターを更新したものであります。

31 ページになります。優良家畜導入支援事業 925 万円、ここでまことに申し訳ありませんが事業実績の内容の訂正をお願いいたします。乳牛 25 頭を 26 頭に、肉専牛 14 頭を 15 頭に、肉用 F 189 頭を 58 頭に訂正をお願いいたします。まことに申し訳ございません。これは 24 年度から 3 カ年事業の 2 期目として実施し、乳牛 26 頭のほか肉牛等の優良家畜の導入が図られたものであります。

続いて北部檜山酪農ヘルパー利用組合育成事業補助金 140 万円、利用組合への運営助成によりヘルパー利用が促進され、酪農家のゆとりある経営支援が図られたものであります。

続いて配合飼料価格高騰対策事業補助金 822 万 9,000 円、輸入飼料価格の高騰に伴い農家経営を圧迫したことから購入費用の一部を助成し、負担軽減を図ったものであります。

続いて畜産担い手育成総合整備事業負担金 2,005 万 2,000 円、自給飼料の向上等を図るため

本年度農業者分として草地整備 16.7 ヘクタール、バンカーサイロ 1 基のほか、町営牧場の草地整備 22 ヘクタール、隔障物 2 カ所の整備を実施したものであります。

次は耕地関係でございます。基幹水利施設管理事業 1,733 万 9,000 円、真駒内ダムの計画的な更新、改修により農業用水の安定と防災機能の強化を図るため、本年度取水塔ガイドレール補修工事などを行なったものであります。

次に国営造成施設管理体制整備促進事業 433 万 1,000 円、利別川水系、太櫓川水系にある農業水利施設の維持管理体制の強化を図るため、これら施設を管理している狩場利別土地改良区に助成し、農家賦課金の負担軽減を図ったものであります。

続いて豊岡地区水利施設整備事業 5,601 万 8,000 円、建設後 26 年経過した排水機場の排水ポンプエンジン等の整備を行い、機能の回復と長寿命化を図ったものであります。

続いて栄地区小規模土地改良事業 972 万 3,000 円、侵食されていた素掘りの排水路 70 メートルを改修し、農地の保全と生産性の向上を図ったものであります。

続きまして若松地区小規模土地改良事業 341 万 3,000 円、これは魚類の遡上が困難となっている非灌漑期の若松頭首工放水路について簡易魚道化工事を行ったものであります。

32 ページになります。愛知地区基盤整備事業負担金 53 万 5,000 円、これは事業採択となったことから実施に向けた測量調査を行なったものであります。

続いて小倉山地区畑地帯総合整備事業負担金 595 万 5,000 円、区画整理 2 ヘクタール、暗渠排水 6.8 ヘクタール等の整備を実施し、圃場機能の向上と経営の安定化を図ったものであります。

続いてがんび岱地区農道整備事業負担金 207 万 7,000 円、これも事業採択となったことから防雪柵設置に向けた調査測量を実施したものであります。

次に農業センター業務運営費 905 万 1,000 円、各種試験栽培ブロッコリー苗の育苗供給、土壌診断等を実施し、農業者の負担軽減と情報提供を図ったほか、新たに農民塾を開催し若手農業者の意識の向上を図ったものであります。

次に林業関係でございます。経営林道トンケ線改良工事 1,020 万円、春先の融水により崩壊した法面と路体に埋設されていた水道管の復旧を図ったものであります。

次に未利用林地残材活用モデル事業 500 万円、人工林で間伐等により大量に発生する林地残材の有効活用を図るため、木材搬出経費への一部助成と収集コスト低減に向けた調査を行なったものであります。

次に未来につなぐ森づくり推進事業補助金 895 万 5,000 円、伐採跡地への森林機能の回復を図るため、混合林、複層林 38.7 ヘクタールの造林に対し補助をしたものであります。

次に、一般民有林造林事業補助金、町内の民有林において除間伐 260 ヘクタールで 507 万 2,000 円、作業路 315 メートルで 25 万 6,000 円、下刈り 213 ヘクタールで 84 万 6,000 円の造林事業を実施し、森林整備を図ったものであります。

次に 33 ページになります。林業専用道共和線測量設計業務 1,437 万 8,000 円、共和地区町有林内の路網開設のため林業専用道として整備に必要な測量設計を行なったものであります。計画延長は 2,530 メートルであります。

次に林業専用道二俣3号線測量設計業務 866万 2,000円、二俣地区町有林内路網開設のため、林業専用道として整備に必要な測量設計を行なったものであり、計画延長は 1,620メートルであります。

次に二俣地区町有林循環造成工事 598万 5,000円、伐採した立木の売払いの収入を得ながら、二俣地区の町有林7ヘクタールの造林を行なったものであります。

続いて林業専用道ヌタツブ線開設工事 5,079万 6,000円、間伐材の搬出や流通などの関連事業と連携した森林整備を図るため、大成区宮野地区の町有林内の路網 2,565メートルを開設したものであります。

次に町有林下刈工事 168万円、町有林の幼木の成長を図るため 28ヘクタールの下刈りを行いました。

次に漁業関係でございます。不漁特別対策事業補助金 642万円、前年度の不漁対策として、ひやま漁業協同組合の経営維持負担金の一部正組合員1人当たり3万円を助成し正組合員の負担軽減を図ったものであります。

次に漁港漁村環境整備事業 748万 7,000円、平成25などの不漁対策として、漁業者への支援を兼ねながら賃金等を支払い漁港及び周辺の側溝の土砂や海岸漂着物の除去などを行い、環境整備を図ったものであります。参加人員は201名であります。

次にウニ移植放流事業補助金 812万 5,000円、ひやま漁業振興基金を財源にキタムラサキウニ 80トンの深浅移植放流を行い前浜の漁業資源の確保を図りました。

34ページになります。ウニ種苗購入補助金 425万円、これも同様にひやま漁業振興基金を財源に20ミリのバフンウニ種苗、26万 3,000粒の購入に対し助成を行いました。

続いて水産多面的機能発揮対策事業交付金 149万 8,000円、これまでの環境生態系保全対策支援事業に替わり、25年度から新規事業で瀬棚地区ほか3地区の藻場保全活動組織が行う藻場造成などの保全活動に対し支援をしたものであります。

続いてあわび漁場再生事業補助金 21万円、ひやま漁協貝取潤出張所が行うあわび種苗購入事業に助成し資源の増大を図ったものであります。

次に漁業振興対策事業補助金 630万円、第1種漁業権を行使する各種漁業部会が行う種苗購入事業に対し、部会構成員1人当たり3万円を補助し、前浜資源の増大を図りました。

次に産業担い手育成事業奨励金 50万円、これは漁業関係分で平成25年度Uターン等就業者1名に対し、奨励金を交付したものであります。

次に上浦漁港整備事業負担金 985万 6,000円、大成区上浦漁港においてマイナス3メートル岸壁上部工 142.5メートルのほか道路改良などの工事を実施し、漁港整備の充実を図ったものであります。

次にあわび種苗供給事業 4,357万 5,000円、町水産種苗育成センターからひやま漁協を含めた漁業組合に対し、35ミリから50ミリのアワビ種苗、33万 7,000個を供給いたしました。

次にナマコ栽培試験事業 250万 8,000円、漁業者から要望の高いナマコ栽培漁業について、水産種苗センターで種苗生産技術の確立に向け試験事業を実施し、町内漁業者に種苗約3万

1,000 個を配布いたしました。

次にナマコ種苗生産施設整備事業 459 万 5,000 円、配付種苗の大型化の要望に対応するため越冬飼育に必要な設備等を整備したものであります。

次に、35 ページになります。水産物保管冷蔵施設整備実施設計業務 288 万 8,000 円、旧瀬棚漁協が昭和 39 年に建設した冷蔵庫を平成 26 年度にまちが整備するため、建設に係る実施設計を行なったものであります。

以上でございます。

○委員長（細川伸男君） 説明が終わりました。

5 款労働費、6 款農林水産業費の質疑を許します。決算書では一般の 83 ページから 103 ページです。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） ただいま説明のあった農林水産業費の中から私 3 点について確認の意味で質問したいと思います。資料ナンバー 31 ページの一番上にございます優良家畜導入支援事業の補助金についてでございますが、先ほど課長の説明の中で頭数の訂正がございました。それは結構なんです、この予算額 925 万円、この使い方について内容説明を求めます。

○委員長（細川伸男君） 三浦主幹。

○産業振興課主幹（三浦剛大君） ただいまの優良家畜導入支援事業について内容を説明させていただきます。先ほど頭数の訂正をいたしました、ホルスタイン肉用牛の専用牛、あと馬、養豚、サフォーク、採卵鶏ということで導入支援をしております、細かくそれぞれの導入費用等も説明したほうがよろしいでしょうか。それではまずホルスタインですが、総体で導入費用に関しては 1,218 万 5,300 円、これに対して補助が 381 万 1,000 円となっております。それで肉用牛が専用牛ですが 886 万 9,800 円、これが導入費用で補助金が 289 万 3,000 円。そして F 1 ですけれども 835 万 6,448 円の導入費用に對しまして 173 万 4,000 円。続いて馬ですけれども 24 万円の購入費用に對しまして 7 万 5,000 円、養豚については 168 万 5,513 円の導入費用に對して 40 万円。続いてサフォークにつきましては 51 万 1,900 円の導入費用に對して 16 万 6,000 円。そして採卵鶏については 51 万 5,910 円に對しまして 17 万 1,000 円。総体でこの事業の導入費用は 3,236 万 4,871 円。これが導入事業に伴う購入費用です。これに對して補助したのが 925 万円ということでございます。

○委員長（細川伸男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 昨今の農業情勢の中では、ことしの夏もございましたけども、バターが急遽不足した。脱脂粉乳が不足して急遽輸入されたということがございます。しかし今まで農家の方についてはなかなか搾れない、作れないというような制限があったにもかかわらず、今回緊急に輸入されたことは非常に残念なわけでございます。この事業踏まえて、やはり優良家畜導入をどんどん促進し、その中においていつでも対応できる体制をまちでもとっていただきたいと思っておりますので、これは新年度、旧年度、25 年度、26 年度についても継続されてございますけれども、この面についてはもう少し充実するように頑張りたいと思っております。

次に2点目の質問に移ります。2点目の質問いいですか委員長。

○委員長（細川伸男君） はい。

○委員（平澤 等君） 農業センターについてページは32ページになります。農業センター業務運営事業でございますが、この中で予算額905万1,000円の決算です。この内容説明の下段に体験農業の開設ということで町民農園7区画また学校農園1校となって掲載されてございます。これはこの内容について町民農園ということでのどのような形で実施されてるか。また学校農園はどの学校がどのような形で実施されてるか内容についてお聞かせください。

○委員長（細川伸男君） 沼口副所長。

○農業センター副所長（沼口英樹君） まず町民農園についてでございますが、こちらにつきましても一般町民の方々に農業センターの畑を貸出し提供させていただくということで、まず4月に連絡員を通じまして、募集をさせていただいております。25年度におきましては7区の申し込みがあったところでございます。それでこの町民農園につきましては、農業センターで耕起まで準備しまして、そのあと貸出しした町民の方々に種あるいは苗を自前で準備していただいて、播種それから除草それから収穫までは貸出しした町民の方にやっていただく形で行なっております。次に学校農園でございますけれども、若松小学校で行なっております。作る作物につきましても、学校の希望も取り入れまして行なっているところでございますけれども、農業センターのほうで指導しながら、播種あるいは移植それから草刈りなどの管理それから収穫を行なっているというところでございます。そして収穫後には子どもたち自分で栽培した作物を食材とした給食の試食、それから自分たちが栽培で体験した日記の報告会ということで、収穫祭というのも行なっております。それぞれなかなか作物、土に触れ合う機会がないという方々が、そういう機会の提供もできるということでそういう効果があるのかと考えてございます。

○委員長（細川伸男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） ただいまの説明でよくわかりました。やはり今説明があったように町民それぞれ土になかなか触れ合う機会のない方、また学校の生徒におきましては学校教育の一環として、やはりこれらについてはもっともっと広め、さらに充実を進めていただきたいとこのように思います。

次3点目でございますが、33ページの漁港漁村環境整備事業、不漁対策事業でございますが、決算では748万円となっております。明細の中には参加人員がございまして、その中に賃金、消耗品とそれから手数料、借上料とでございまして、この内容についてどのようになっているか、お伺いたします。

○委員長（細川伸男君） 手塚係長。

○水産振興係長（手塚清人君） それではただいまのご質問にお答えをいたします。

当事業につきましては2カ年不良が続いたということで漁業者の方に何か支援できないかということで実施した不漁対策事業でございます。ご質問のあった借上料につきましては、少しでも多く漁業者の方に支援をするということで、作業に使用しました2トントラックそれと軽

トラックそれと大成では潜水士を使って港内の廃棄物の処理等もしましたので、それに伴う用船料これが借上料の中身となっております。手数料につきましては、ごみ処理手数料となっております。

以上です。

○委員（平澤 等君） よろしいです。

○委員長（細川伸男君） そのほかありませんか。

なければ質疑を終了します。

7款商工費、8款土木費の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 35ページの7款商工費になります。ふれあい市場開設事業9万1,000円、これは5月18日から10月26日までの毎週土曜日と特別開催あわせ26回開催し、地元海産物及び農産物等を販売しPRを図りました。

次に商工会補助金、1,740万円、商工会の適正な運営と会員の負担軽減を図るため、経営改善普及事業などの人件費等に補助したものであります。

次に産業担い手育成事業奨励金600万円、商工関係分で平成25年度新学卒者1人、Uターン等就業者2人、平成20年度に一次交付を受け二次交付の対象となった新規就業者など6人に奨励金を交付したものであります。

次に観光協会補助金500万円、イベント事業補助金を543万6,000円、観光協会の適正な運営や観光客の誘致を推進するため臨時職員の人件費等に補助したほか、地域活性化と観光PRを図る漁火まつりなどの各区のイベントに対し、継続して支援を行いました。

続いてグリーンパーク運営事業940万4,000円、これは4月13日から11月8日まで開設し、1万1,318人の利用がありました。

続いて三本杉海水浴場管理運営事業157万5,000円、続いて平浜海水浴場管理運営事業103万4,000円、続いて太櫓海水浴場管理運営事業46万6,000円で3区それぞれの開設期間で合わせて7,305人の利用がありました。

36ページになります。白別温泉管理運営事業107万円、利用者からの清掃協力金をいただきながら運営し、年間4,483人の利用がありました。

続いて道の駅てっくいランド大成管理運営事業692万円、道の駅として延べ5万2,333人利用があり、ドライバーの休憩場所やトイレ、シャワーなどのサービスの提供と観光振興が図られました。

続いて青少年旅行村運営事業588万1,000円、4月27日から10月31日までの開設期間中2,069人の利用がありました。

続いて大成国民保養センター運営事業費974万2,000円、指定管理料が主なもので延べ2万4,509人の利用がありました。

続いて国民宿舎運営事業費1,885万7,000円、施設の運営に係る指定管理料1,500万円のほか、下足棚購入やキュービクル及び配電盤の改修工事を実施し、延べ8,642人の利用があった

ものであります。

続いて温泉ホテルきたひやま運営事業費 1 億 7,927 万 5,000 円、施設の運営管理に係る指定管理料 2,064 万 2,000 円のほか、温泉棟改修に係る実施設計及び改修工事や正面玄関天窓等の改修工事を実施し、延べで 6 万 9,433 人の利用がありました。

以上でございます。

○委員長（細川伸男君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 続きまして 8 款土木費です。決算書の範囲としましては 108 ページから 116 ページでございます。町道雲内線災害防除工事 3,622 万 5,000 円、事業量といたしましては切盛土工 52 メーター、排水口 65 メーター、植生工として 3,000 平米実施しており、この事業については継続事業で平成 23 年から 25 年度の 3 カ年となっております、25 年度完成しております。

続きまして町道南川団地通り支線改良舗装工事 478 万 8,000 円、事業量といたしましては改良舗装 40 メートル施工しております。この事業についても平成 24 年、25 年の 2 カ年の実施となっております、25 年度完成しております。

続きまして 37 ページでございます。町道島歌線整備工事 2,409 万 8,000 円、改良舗装として延長 1,460 メーター実施しております。

次に町道橋長寿命化修繕事業 357 万円、北檜山区の東丹羽橋の補修設計で橋長 26.8 メーターについて設計しております。

続きまして普通河川上古丹川河床改修工事 315 万円、根固ブロックを 3 カ所にわたり 54 個設置しております。

次に普通河川島歌川護岸嵩上工事 153 万 3,000 円、護岸の嵩上げ工事で延長 60 メーターについて 70 センチメートル嵩上げしてございます。

次に普通河川島歌川河道拡幅工事 221 万 6,000 円、河道拡幅といたしまして延長 100 メートルにわたり 300 立米の掘削をしております。

次に準用河川第 1 最内川根固工設置工事 143 万 9,000 円、根固工、これについては袋型のを延長 11 メーターにつき 19 袋設置しております。

次に準用河川第 1 最内川堆積土砂除去工事 133 万 9,000 円、堆積土砂の除去といたしまして延長 160 メーターで 130 立米除去しております。

次に普通河川寺の沢川護岸工事 288 万 8,000 円、護岸工事といたしまして延長 35 メートル、高さ 2.5 メーター、面積につきましては 87.5 平米施工してございます。

次に水産物荷捌所照明器具取替修繕、これにつきましては瀬棚港内の荷捌所で水銀灯 8 台、ブレーカーボックス 5 個、引込開閉器盤ボックス 1 個それぞれ取替えしております。

次にフェリーターミナル 1 階待合室塗装工事 189 万円、天井塗装 178 平米、内壁吹付タイル 190 平米について工事しております。

次にフェリーターミナル改修工事 2,730 万、外壁塗装 865 平米、屋外防水改修 417 平米等改修しております。

続きまして瀬棚港修築事業負担金 4,455 万 4,000 円、これにつきましては瀬棚港の修築事業に係る負担金といたしまして、事業費 2 億 9,700 万円の 15%を負担しております。内容といたしましては、東外防波堤の延伸ということで本体工延長 31 メーター50 について施工しております。

続きまして町営住宅等屋根改修事業 1,154 万円、北檜山区の豊岡高台団地 3 棟 12 戸、大成区の役場前A団地 2 棟 8 戸、丸山団地 1 棟 6 戸、瀬棚区の職員住宅 1 棟 1 戸について改修しております。

続きまして 38 ページでございます。町営住宅内部改修事業 215 万 3,000 円、大成区の下宮野団地 1 室ついて改修しております。

続きまして町営住宅避難梯子改修事業 265 万 7,000 円、大成区のみやこの丘団地 4 棟 12 カ所について梯子を改修しております。

続きまして児童遊園水洗化事業 68 万 4,000 円、大成区みやこの丘団地児童遊園のトイレについて水洗化工事を実施しております。

続きまして職員住宅屋根外壁改修事業 569 万 1,000 円、北檜山区の元町地区職員住宅 3 棟 3 戸について改修を行っております。

続きまして町営住宅屋根外壁防水事業、瀬棚区のあかしや団地 2 棟 8 戸について事業を実施しております。

続きまして町営住宅解体事業 735 万円、北檜山区の豊岡下地団地 2 棟 8 戸、大成区の東部団地 2 棟に 4 戸について解体しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（細川伸男君） 説明が終わりました。

7 款商工費、8 款土木費の質疑を許します。決算書では一般 103 ページから一般 116 ページまでです。

ありませんか。

小平委員。

○委員（小平 久君） 説明書の 37 ページ、普通河川島歌川護岸嵩上工事についてお伺いします。嵩上工事はこの流域にあるダムをスリット化すべく事業として、沿線住民の安全のために嵩上げたものだと思っておりますけれども、そういった状況で進められ嵩上げも終わったんですけれども、スリット化に着手できないという状況、これは振興局の仕事になるかと思っておりますけれども、そこら辺の経過の説明をお願いします。

○委員長（細川伸男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 5 1 分

再開 午後 1 時 5 2 分

○委員長（細川伸男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

福士産業建設課長。

○瀬棚総合支所産業建設課長（福士裕継君） 小平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず昨年度実施した護岸嵩上工事、これにつきましては前年でしたか、増水があったことから住民から危ないのではないかという要請も含めて嵩上げた経過がございます。その上部で、旧島小の上側の嵩上げもそれに併せて実施をしてございます。当然、この事業についてはダムに関しては同事業でございますので、スリット云々というのは検討もされてるやには聞いてございますが、それありきで今進めているわけではございませんで、ただそれが必要ではないかというような部分で検討されてるよう聞いております。

以上です。

○委員長（細川伸男君） 小平委員。

○委員（小平 久君） このダムのスリット化は地域の住民との懇談も何回かやっているはずですし、そういったことで本来なら進むべく事業だと思っております。しかも振興局では、この工事に伴う取り付け道路これに2カ所も作っておりますし、あとは魚道の整備といたしますか、スリット化に向けたその事業が着手されるはずなんですけれども、一向に進んでいない状況だと理解しておりますけれども、そのところは地域の住民とのまず懇談の経過をお伺いしたいと思えます。

○委員長（細川伸男君） 福士課長。

○瀬棚総合支所産業建設課長（福士裕継君） 昨年の引継ぎ等々からの範囲でお答えをさせていただきますが、地域の皆さんとのいろんな懇談の中で賛成の意見、あるいはスリット化に対する反対をする意見があったと聞いております。ですから道といたしましては地域にそれぞれ意見を聞いた中で、事業を進めるとというのが大前提だということございました。経緯といたしましては反対する声も確かにございます。

以上でございます。

○委員長（細川伸男君） 小平委員。

○委員（小平 久君） 当時反対していた方もこの嵩上げをすることによって、それは進める方向でいいよということで、当初はそういう話で話が進んでおったものだと聞いておりますけれども、そこは違うんですか。

○委員長（細川伸男君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 当時、振興局が島歌川にある、本流に7基の治山ダムがあるわけなんですけれども、そのダムについてダムの堤体の切り下げをしたいということで調査を何年か前からやっておりました。それで切り下げに当たって、まず地域の合意が必要だろうということで説明会を1回目にやりました。その中では切り下げに対して賛成の人もおりました。先ほどの福士課長が申しましたように反対という方もおりました。なぜ反対かという平成22年に大雨が降った際に、島歌小学校の裏の堤防を乗り越えて水が住宅にまで上がってきたということで、ダムを切り下げることによって水が一層勢いを増してくるんでないかと。そういう

恐れがあるということで、まずそのスリットをやる前に地区住民の安全を確保するための防災対策が優先だろうという話がありました。それで第1回目の説明会ではそういうような内容でございますので、振興局としても持ち帰ったと。防災対策については、これはまちの仕事になりますので、まちもその後どうするのかという検討をいたしまして、翌年に早速、防災対策を進めるということで予算付けをしてこの工事をしたわけでございます。その後の協議の中で、今資料が無いものですから、はっきり何月何日とは言えないんですけども、2回目のときに、まちは防災対策をいたしますという話をした際に、それで確かに反対してる方もいいだろうという話はいただいたわけなんですけども、ただその防災対策をしたいつからならいいんだという話で、あとからそこで食い違いが生じた。それでまちとしては振興局で測量も終わってますし、早い段階で堤体の切り下げはしたいと思っていたんですが、道の予算付けもあるものですから、ただその反対していた方については、いや1年、すぐじゃないんだと。少し様子を見なかったらならないという話がありまして、嵩上げ工事と河道の拡幅をやったわけなんですけども、現在においては、まだ様子を見ている状況と判断をしております。ということですぐ島歌川のスリット工事が今現在進んでいないと思っております。

○委員長（細川伸男君） 小平委員。

○委員（小平 久君） 2回目の協議の中で嵩上げをし、そして護岸も盛り上げた中で当時反対していた人一人も賛成に回ったということかと思うんですけども、そういった中で振興局では取り付け道路を2カ所、これも立派に出来ておりましたし、進むものと思っておりますけれども、振興局の都合もあるのかもしれないけれども、そこはなかなか進まない状況だということなので、これあれでないですか、やっぱり役場としてもこの地域のこの反対している地域の方との懇談会をきちんとして、前に進む方向で考えるべきでないのか。と申しますのも地域の町内会長や何人かの方ともお話したんですけども、全部やることやってもらってあと進めてもらって構わないんだよという方が町内会長を初め何人もの方が言ってるわけです。役場でもやることは全部やってくれたし、あと何の支障もないはずだと。先ほど課長から1年間様子を見なきゃ進まないとかという状況もあったんですけども、これはやっぱり地域の産業のために堤体の切り下げというものは、これ絶対必要なものだと思っておりますし、今須築川でもそういった方向で進んでいる状況を聞くたびに、どうして2回目以降の協議そしてこの後につながるような方向にならないのかなと。そここのところやっぱり地域と根気強く話合いをしていく必要があるんでないのかなと思います。申し上げますとこの取り付け道路なんか砂利を敷いて作って、それから護岸の蛇籠だとか相当な金を掛けてやっているんですけども、あれもこのまま放置しておくときには流されてしまう状況で、また新たにやらなければならない状況も発生してくるのかと思いますので、ぜひ地域と根気強く話合いをして前に進めていただきたい。このように思いますけれども、どうでしょう町長、担当課では相当努力もしているようですけども、あとやはりこういう地域との理解、約束事をしていながらも理解しない人もいるという中で、きちんとしたその話合いを持って進めるということが大事だと思うんですけども、町長自らそこら辺乗り出してきちんと話を付けるということが大事だと思うん

ですけども、どうでしょう。

○委員長（細川伸男君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この問題につきましては、道の事業でスリット化を進めていただくということで、これは漁業者の皆さんそれから、まちもそうですがそうしたお願いをしてきた経過がございます。しかしながら、いざスリット化に向けた事業をするということになると、当然下流域の地域皆さん方の合意というものが当然必要になってまいります。そのためにまちもいろいろまちで出来ること、嵩上げも含めて災害の防止策は講じてまいりました。しかし残念ながらそれでもなかなか地域の皆さんの合意が得られないと。これは今までそれぞれ地域の皆さんもそうですが、漁協、まちも含めていろいろ努力してきた経過がございますが、残念ながら全体の合意ということにはならないと、未だになっていないということですから、引き続きそうした合意を目指した取り組みはしていかなければならないと思いますが、ただ残念ながら道にしましても潤沢な予算を抱えているという状況ではなくて、地域の皆さんの合意がなければ無理してやらなくてもいいという道の姿勢でございますから、これは我々としても非常に辛い状況であります。したがってこれからも粘り強くそういった合意に向けた取り組みをしていかなければならないと考えているところでございます。

○委員長（細川伸男君） 小平委員。

○委員（小平 久君） 振興局では地域の合意がなければということなので、そうすれば進むということですか。ですからそのところを、この地域の町長、まちの町長として進める努力が必要でないのかと。しかも反対している人はたった一人だと。そして約束事もきちんとやって嵩上げもしたし護岸の盛土もした。約束は全部やってるわけです。それなのにそれを説得できないというかしないというか。そこら辺の努力が足りないんでないのかなと思うんですけども。もう一度伺います。

そしてこれには、今までやってきた良瑠石川の経過だとか、それから太櫓川の若松頭首工だとかいろいろやってきて効果を上げているという経過もあるわけですから、やはりそこは地元の町長として、たった1人の人ですからきちんと説明をし、理解をしてもらい合意を得るという努力をもう少し真剣にやるべきだと思うんですけども、いかがでしょう。

○委員長（細川伸男君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まちとしましては、これは真剣にやっています。ご理解いただきたいのは1人の方が反対という状況でございますが、これは1人の方が反対しても10人の方が反対しても同じなんです。反対は反対全体の合意がなければなかなか取り組めないという状況でございます。したがってその合意を取りつけなければこの事業は動かないということになっておりますので、これは今もやっておりますが引き続き粘り強くやっていきたいと、いずれにしましても合意がなければ前に進まない事業と受け止めております。

○委員長（細川伸男君） 小平委員。

○委員（小平 久君） ぜひ早いうちに協議会を持って懇談会でも協議会でも、とにかくそういったものを持って理解をしてもらおう努力、これをきちんとしていただきたいということを申

し上げて質問を終わります。

○委員長（細川伸男君） ほかがございますか。

澤田委員。

○委員（澤田光子君） 報告書の 36 ページの道の駅てっくいランド大成管理運営事業で、これは前々から言われてきたと思うんですが、多分大成の同僚議員もおっしゃってたことだと思うんですが、利用状況を見ますと観光トイレで 3 万 2,196 人の方が利用されている。私たちもそこに行って感じることは、あそこ和式なんですトイレが、洋式にならないのかということが前々からきつとあったと思うんですが、それはまちとしてはどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（細川伸男君） 杉村課長補佐。

○大成総合支所産業建設課長補佐（杉村 彰君） ただいまの質問にお答えします。

道の駅の立地条件について、道の駅には最低 10 個のトイレが必要であるという条件が課せられております。今おっしゃられた水洗トイレの洋式トイレの設置について、一度設計をしていただいたところなんですけれども、今の建物の敷地面積では、10 個のトイレを確保ができない。例えば今の和式をすべて洋式に替えるとなると、今のトイレ棟をすべて改修する必要がある。そうすると推計では何千万もの建物の経費が必要である。そういう経緯がございまして、今そうした面も含めていろいろ考えているんですけれども、もうしばらく和式のままで継続していきたいと考えてございます。

○委員長（細川伸男君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） そうですか 10 個が必要だということ、でも多分職員の方は皆さんがわかっていることだと思うんですが、これだけ高齢化率が進むと今の時代に合わないのが和式でありまして、やはり洋式を早くにという部分があるかと思うので、その辺は再度、これは多分まちだけの考えではできない部分も私もよくわかりますので、その辺をもう一度やはり検討しながら早目に洋式にさせていただけるような仕組みを見つけていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（細川伸男君） 杉村課長補佐。

○大成総合支所産業建設課長補佐（杉村 彰君） 建物全体がすべて老朽化してる段階ですので、管轄している国土交通省ともいろんな補助金制度がないかどうかも含めて、相談させていただきながら検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（細川伸男君） そのほかございますか。

澤田委員。

○委員（澤田光子君） 町公営住宅についてお伺いしたいんですが、まず私は前々から町営住宅について少し気になって、何度かお話したことがございます。私の住んでいるところ若松にもあります。また、多分丹羽とか各ところにあると思うんですが、町営住宅に一応入居者として申し込んでおられます。ところが、そこには荷物だけを置いて本人が入っていない住宅もあるかと思っています。多分皆さん住宅の関係の方々には把握していると思うんですが、しかしそこが

荷物だけが入っていて人が入っていないことによって、ずいぶん痛みも早くなります。それでネズミとかそういう入る可能性のあるところがたくさんあるかと思うんですが、そういうところの関係をまちとしてはこれからどう対応しようと思っているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（細川伸男君） 伊瀬係長。

○住宅係長（伊瀬 亮君） 澤田委員の今のご質問にお答えいたします。

住宅を物置として使ってらっしゃるという方について、私どもも何人かについては確認してございます。ただその何人かについてだけやってもいたしかたないと思っておりますので、一応すべての住宅の現状を調査した上で、物置代わりもちろんに使ってる方に対して何らかの指導という形で、明け渡してもらおうというようなことで、進めてまいりたいと考えております。

○委員長（細川伸男君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） 多分皆さん苦慮されているということは重々承知しております。ただ、その住宅を借りていらっしゃる方々も高齢化が進んでおります。そういう意味ではその方々が亡くなった場合、誰がそのお荷物等を処分するのか。それがまちに全部掛かってくるのではないかと、そういうことも危惧しております。そういう意味では早目に手をつけなければならないかと思っておりますので、その辺も考慮しながら、そして今借りてる本人がまだ荷物等を始末出来るような状態の中で進めていかなければならないことだと思っておりますので、その辺もしっかりと指導、また多分住宅の関係の方は苦慮して大変な思いをされていると思うんですが、そういうことも鑑みながら進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（細川伸男君） 答弁ありますか。

○委員（澤田光子君） 答弁あるのであればお願いします。

○委員長（細川伸男君） 伊瀬係長。

○住宅係長（伊瀬 亮君） 今年度中にその物置のように使用してる方とできる限り折衝しまして、できれば今年度、来年度中に明け渡していただくような形で進めたいと思います。

○委員長（細川伸男君） ほかがございますか。

なければ質疑を終わります。

ここで暫時休憩したいと思います。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

○委員長（細川伸男君） 休憩を解き再開します。

9款消防費、10款教育費の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは38ページの下9款消防費からご説明申し上げます。災害備蓄品購入事業82万1,000円、これにつきましては備蓄食糧300食、保存用の飲料水300本ほか、そこに記載している備品につきまして購入をしたものでございまして、災害時の初期対応に必要な物資等を整備したものでございます。参考までにこの購入事業につきましては平

成 23 年度から 26 年度までの 4 カ年度で計画しているものでございます。

続きまして総合防災訓練実施事業 17 万 7,000 円、これにつきましては北海道南西沖地震から 20 年目を迎えました節目の年に町内会や各関係機関のご協力をいただきまして、全町を対象として地震、津波、大雨などの自然災害を想定した総合訓練を合併後初めて実施したものでございます。参加の実績につきましては下段に書いておりますが、ほぼ 70 ある町内会のうち 34 町内会が参加をいただきまして 1,141 名の参加となっております。

続きまして 39 ページでございます。防災行政無線管理事業 648 万 8,000 円、これにつきましては 3 区で設置しております防災無線の放送回数を主な実績として記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。本事業によりまして安定した無線放送を提供するとともに施設の維持管理に努めたものでございます。

以上でございます。

○委員長（細川伸男君） 篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） それでは教育費をご説明いたします。最初に学校教育です。外国語指導助手派遣事業 360 万円、小中学校へ英語指導助手を派遣しまして、児童生徒の英語力の向上を図りました。

スクールソーシャルワーカー活用事業 62 万円、道補助事業で北檜山中学校を拠点校としまして、各学校に出向きまして不登校などの児童生徒に対するカウンセリングなどを行いました。

特別支援教育支援員配置事業 967 万 6,000 円、学習や生活などにつまづきのある幼児や児童生徒に対する支援員を配置しまして関係機関との連携のもと学習支援活動を行いました。

檜山北高通学費補助事業 80 万 3,000 円、財源は生活交通確保対策基金で、大成区や瀬棚区海岸方面などの遠距離通学者に対する交通費の一部を助成し負担軽減を図りました。

教職員研修会等補助事業 93 万 5,000 円、学校教育研究会を始め記載の教育団体に助成を行い教職員の資質向上を図りました。

小学校スクールバス運行事業 283 万 5,000 円、次の小学校スクールハイヤー運行事業 757 万 2,000 円、遠距離通学となる児童の通学体制を確保しました。

小学校要保護及び準要保護児童就学援助事業 297 万 8,000 円、7 万 4,000 円が国費で、一般財源が残りの 209 万 4,000 円です。生活保護世帯などに対する児童への学用品費等の助成を行いまして保護者の負担軽減を図りました。

小学校ユニホーム更新事業 76 万 8,000 円、北檜山小学校の鼓笛隊のユニホームを、別途ライオンズクラブの支援と合わせまして新調を図ったものでございます。

小学校実物投影機購入事業 445 万 2,000 円、町内小学校の普通教室に書画カメラのほか、記載の機器を整備しまして I C T 教育における環境整備を図りました。

次に 40 ページです。小学校生徒用パソコン購入事業 491 万 2,000 円、町内小学校のパソコンを更新しまして I C T 教育の環境整備を図りました。

小学校の施設整備につきましては、記載の久遠小学校校舎ペントハウス屋上防水改修工事 155 万 4,000 円、同じく同小学校の体育館屋根改修工事 882 万円、瀬棚小学校体育館外壁改修

工事 1,690 万 5,000 円、それと同小学校の遊具改修工事で 131 万 3,000 円、同じく体育館の暗幕レール改修工事で 105 万 2,000 円を実施しまして施設の適切な維持管理を図りました。

次に中学校スクールバス運行事業 2,262 万 9,000 円、次の中学校スクールハイヤー運行事業 580 万 6,000 円、遠距離通学となる生徒の通学体制を確保しました。

中学活動事業補助金 366 万 8,000 円、これは中体連のスポーツ大会や吹奏楽活動などに対する補助を行いまして、スポーツや文化活動に対する支援を行いました。

中学校要保護及び準要保護生徒就学援助事業 454 万円、5 万 5,000 円が国費で、残りが 448 万 5,000 円一般財源です。小学校と同様に生活保護世帯などに対する学用品費等の助成を行い保護者の負担軽減を図りました。

集中管理ソフト購入事業 84 万 1,000 円、これは瀬棚中学校、北檜山中学校のパソコンの集中管理ソフトを導入しまして I C T 教育における情報管理の整備を図りました。

中学校パソコン事業 162 万 7,000 円、大成中学校のパソコンを更新しまして I C T 教育の環境整備を図りました。

中学校実物投影機購入事業 106 万 3,000 円、町内中学校の普通教室に書画カメラのほか記載の機器を整備しまして I C T 教育の環境整備を図りました。

瀬棚中学校耐震改修工事実施設計業務 619 万 5,000 円、耐震診断で改修工事が必要となったためこれに係る実施設計を行いました。

次に社会教育であります。学習講座等講師謝礼 59 万 1,000 円、地域学習講座などの記載の授業を実施しまして地域人材などの活用を図りました。

41 ページになります。児童生徒宿泊研修事業 53 万 6,000 円、フロンティアアドベンチャー事業を開催しまして小学生並びに高校生のリーダー養成を図りました。

社会教育団体補助金 386 万 1,000 円、財源内訳の 202 万 1,000 円は文化スポーツ基金でございまして、これは姉妹都市の協議会分でございます。残り一般財源が 166 万円でございます。内訳としましては、記載の 7 団体は姉妹都市交流推進協議会 202 万 1,000 円、文化協会が 20 万円、女性団体連絡協議会 34 万円、P T A 連合会 19 万円、子ども会育成会連絡協議会 21 万円、町民文化祭実行委員会 50 万円、郷土芸能団連絡協議会 22 万円を助成しまして団体活動への支援を行いました。

学校支援事業 27 万 1,000 円、地域人材の活躍の場の提供を図り、学校支援が推進されました。

ブックスタート事業 7 万 4,000 円、読書活動を通じて親子のふれあいを推進しました。

図書等購入事業 137 万 7,000 円、これは 3 区の図書施設の図書の購入や図書館事業を通じまして読書活動などの推進を図りました。各施設の利用状況につきましては記載のとおりでございます。

郷土館施設整備事業 56 万 7,000 円、これは大成郷土館の屋根塗装工事を行なったものでございます。

次のページ 42 ページです。社会体育になります。スポーツ教室等事業 60 万 8,000 円、町民大会やスキー教室などを通じまして、スポーツの日常化に対する意識の高揚と参加者の交流を

図りました。

全道全国大会出場助成事業 188 万円、全額文化スポーツ振興基金で陸上競技を始めとする記載の全道大会の参加への助成を行い参加者の負担軽減を図りました。

小中学生派遣事業参加負担金 16 万 7,000 円、全額文化スポーツ振興基金で B & G 北海道スポーツ大会への参加を通じまして海洋スポーツの普及と青少年の健全育成を図りました。

体育団体補助金 233 万 8,000 円、17 万 4,000 円は文化スポーツ振興基金で、一般財源が 216 万 4,000 円となります。記載の 4 団体へは体育協会 85 万円、スポーツ少年団連絡協議会補助金 76 万 4,000 円、スポーツ合宿招聘事業補助金 55 万円、スポーツフェスタ大会事業補助金 17 万 4,000 円を助成しまして団体活動への支援を行いました。

体育施設設備事業 1,926 万 8,000 円、整備の内容につきましては、真駒内球場暗渠等改修工事を始め、記載の 11 施設の修繕を行ないまして施設の適切な整備を図ったものでございます。

以上で教育費の説明を終わります。

○委員長（細川伸男君） 説明が終わりました。

9 款消防費、10 款教育費の質疑を許します。決算書では一般の 116 ページから 137 ページまでです。

ありませんか。

本多委員。

○委員（本多 浩君） 決算とはちょっと違った話になるかもしれませんが、ちょっと P T A の話をさせていただきます。P T A の財源というのは、各家庭で出し合って運営しているので、まちと直接関係あるのかなという、財源の面では関係はないと思います。ただ学校参加の団体というのであれば、やはり教育委員会も所管は教育委員会だろう。まあ関係してくるんだろうと私は思っているんです。そこで話になるんですが、実はことしの 6 月に北檜山小学校の運動会に出席しました。その時点で小学校の P T A に問題があったんだという話は私も聞いておりましたが、どういう内容で、どうだったのかということは余り詳しく知りませんでしたけれども、ちょうど私の席に北檜山区選出の 2 名の教育委員の方がおまして、何気なくやっとな P T A 会長決まったんだねと。そういう話をしたところ、えっなんですかそれ。まあ二人の教育委員なんですかそれ…

こういう噂ですよっていったら、いや私たち知りませんと言うんです。僕は教育委員というのは、P T A の中のことですから知らなくてもいいのかなと。でも違いますよねって、二つ僕は考えたんですけど、まず教育長、関係しますかね教育委員には、そういう話を聞いたときに。知らん…

○委員長（細川伸男君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 当然 P T A の関係社会教育が担当しておりまして、教育委員会としても P T A の動きについては当然周知をしているところでございます。私は昨年 10 月 18 日に就任したあとに、初めて北檜山小学校 P T A 会長が決まっていないことを聞きまして、これはけしていい状態ではない。なぜならば P T A というのは、自分たちの子どもたちの応援団で

す。その応援団長が決まってないということは、学校の中が決して適切な運営がされるものではない。こういうことは決してあってはならないということで、実は今年度新たに着任しました校長先生には、PTA会長については必ず設置をしていただいて、学校とPTAが両輪となって子供たちの学習面、そして運動面をサポートしていただきたいという強い要請をしたところ、おかげをもちましてPTA会長が決まったということでした。できればご父兄の方にもお願いしたいんですけれども、確かにPTA活動いろいろと仕事した中で大変な部分もごございますのでなかなか受け手がないという状況もごございますけれども、基本的には自分の子供のためだと、応援団なんだと、保護者が子供のために応援するために学校のお手伝いをするんだということを基本に持っていただいて、ぜひ皆さんPTA活動にご参加をしていただければ幸いです。

○委員長（細川伸男君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） 早期に対処されたということで、これ以上私、これからどうするんだということはおっしゃいましたので、いいんですけど、やはり教育委員会の会議というのは、毎月1回必ずあると思います。校長会それから教頭会がある中で、なぜその題材が早くに、問題が大きくなる前に、なぜその所管に上がってこなかったのかというのが問題なんです。学校の隠ぺい体質ですか。ここに問題があるんですか。僕は上がってこないことに関しては、臭いものには蓋をするという、何かそういうものを強く感じているんですけど、私の考えはなんか偏見ですか。教育長ちょっと。

○委員長（細川伸男君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 学校が隠ぺい体質とかという問題じゃないと思うんです。というのはPTA会長が父兄の中から決まらなかった段階で、学校側では学校長が代理としてPTA会長を兼任したというようなことがございまして、けして隠ぺいをしているという状況ではございませんでした。ただそれを受ける方々がいなかったということで、やむなくそういう体制をとったということでごございます。ご理解お願いしたいと思います。

○委員長（細川伸男君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） ぜひ、学校の隠ぺい体質ではないんだということであれば、やはり教育委員会、その会議に当然上がるべきものだと思います。ぜひ、なかなか学校関係者だけの話を聞いているとなかなか上がってこない問題点というのがあります。ただ世間、井戸端会議みたいなどころでは結構噂になっているんです。そこがうまくトップに上がっていかない。やっぱりその辺耳をそばだてて、しっかりと教育に関するものであれば、情報を早く掴んで措置をすることをやっていただきたいと思っています。

終わります。

○委員長（細川伸男君） 答弁は。

教育長。

○教育長（成田円裕君） ただいま本多委員からご提言がございました。確かになかなか情報というものは私どもには届いてこない状況もごございます。各区でそれぞれの教育委員がおりま

すので、学校関係それで担当してもらいまして、それで学校で問題等がありましたら教育委員を通じて教育委員会に上げていただいているのが現状でございます。

また私個人といたしましても、それぞれいろんな団体の方々とお付き合いがございますので、アンテナを高くして何か情報がありましたら、常にそういう情報をいただきたいという願いをしているところでございます。

それとあともう一つが生涯学習主事というのがおりまして、これは学校関係を定期的に回っております。その段階で学校関係で何か問題点がありましたら調査をしていただいて、教育委員会に上げていただきまして、速やかにスピード感を持ってそういう緊急の管理をしているというような状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（細川伸男君） そのほかありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 檜山北高通学費助成について関連してお聞かせいただきたいとます。報告書の 39 ページです。以前よりご相談させていただいてるんですが、大成区の長磯地区その今中3のお子さんを持つ家庭で、地域の方がその進路志望を決めるに当たって路線バスの関係で、どうしても檜山北に行けないんだってという話が以前からありますで、学校にもその進路志望を聞きながら教育委員会とぜひ相談してくださいということは学校側にも言ってたんですが、地域または家庭あるいは学校からその辺の情報って何かあるかまず確認させてください。

○委員長（細川伸男君） 増田主幹。

○教育委員会事務局主幹（増田和彦君） ただいまのご質問について答弁したいと思います。今年度4月に入りましてから現在までの間につきまして、当該交通費の助成につきましては、1件の問い合わせも受けてございません。

○委員長（細川伸男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） それを受けまして、来年度以降の新入学進路志望今決めてる段階なんですが、そこに合わせての問い合わせもいかがですか。

○委員長（細川伸男君） 増田主幹。

○教育委員会事務局主観（増田和彦君） その部分を含めましても補助金の部分、この事業に関する部分については1件の問い合わせもございません。

○委員長（細川伸男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 問い合わせがありましたらご検討いただけるかだけを今確認させていただきます。

○委員長（細川伸男君） 増田主幹。

○教育委員会事務局主観（増田和彦君） 本事業につきましてお問い合わせがあった場合には、必ずお話を伺いしたいと思っております。

○委員長（細川伸男君） ほかにありませんか。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） 39 ページ教育費スクールソーシャルワーカー活用事業これについてち

よっと確認いたしたいと思います。この財源で 62 万というのがございますが、これは主な事業実績の中で退職教員の配置ということで報酬という感覚でよいのだろうかという確認、それから現在ですか、これは決算ですから平成 25 年で結構なんです、このときに不登校とかこれに掛かるような問題のある生徒がどのぐらいいたのか、これについて教えて下さい。

○委員長（細川伸男君） 丹羽次長。

○教育委員会事務局次長（丹羽小百合君） ただいまの委員のご質問にお答えいたします。

スクールソーシャルワーカー活用事業の 62 万円というのは、すべて道からの補助金を受けましてのワーカーへの報酬となっております。勤務時間は、去年は合計で 620 時間、北檜山中学校を拠点校としておりますので 620 時間勤務していただいた分の報酬でございます。去年はスクールソーシャルワーカーにつきましては、主に不登校について支援していただいておりますが、去年に 25 年度末では、中学校で 8 名、小学校で 5 名おりました。改善ぎみのお子さんは中学校で 1 名、小学校で 2 名ほど改善を見られた中で年度を終わっております。中学校の 8 名につきましては、5 人が中 3 でしたので、その後この方たちについては通信高等学校だとかあるいは普通学校に全員進学をして卒業していかれました。小学生につきましては小中連携を図りまして中学校と小学校 6 年生のお子さんにつきましては、中学校の先生とも小中連携をとっていただきまして、対応してことし無事に中学校に入学して、現在のところは一応中学校生活を送っております。

以上です。

○委員長（細川伸男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今報告ありましたように 620 時間で 62 万、単純に 1 時間 1,000 円の報酬だという解釈をしていきたいと思います。ただ今聞いて、中学生の方で平成 25 年度で 8 名、そして小学生の方も不登校の方がおられたということには、やはりせちな町の数少ない生徒の中で、これだけの不登校児がいることは非常にゆゆしき問題だと考えてございます。これについて今回スクールソーシャルワーカーという形で、そのほかにも学校側の教育、これは書いてあるように学校だけでは対応困難という表現をしてございますが、この表現というのは、ソーシャルワーカーに全面委託じゃなくて学校側も十分その解消に向けた努力をしたけども、今次長が言いましたように、これだけの成果を得ることができなかったという考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（細川伸男君） 丹羽次長。

○教育委員会事務局次長（丹羽小百合君） 不登校の問題につきましては、スクールソーシャルワーカー 1 人だけではなく、もちろん学校あとは教育委員会、スクールソーシャルワーカーそして保健福祉課の保健師など連携をして不登校の対策にあたっております。ただ不登校につきましては、一概にこれが原因というものがなく複雑な要因が絡み合っていて、そういう不登校になっている場合が多いですので、お医者さんの診療を受けてお医者さんの指示に従いながらわざわざ学校の先生がドクターにお話を聞きに行き指導の支援をしているというケースもございます。学校としては適宜その子に合った支援をしてワーカーとともに、支援をしてくださ

ておりましたが、なかなか一度に解決というのは難しい問題ですので、徐々に休む、連続して休む期間が減ってはいくんですけども、不登校という規定が最初のうちに出来ちゃうと、その子は不登校という括りの中でカウントされてしまいますので、後半学校に通えるようになりましても、年間の欠席数で不登校というカウントになっている状態です。

以上です。

○委員長（細川伸男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 内容についてはよくわかりました。やはり私の近所にも中学校から不登校で今現在、成人になっているんですが、そういう方がいらっしゃる。やはりいろんな意味での学校とのトラブルまた親との関係いろんな意味があると思うんですが、やはり何としても学校にこういうことの不登校児が少なくなるような対応の仕方は非常に大事なことでないかと思います。25年度についてこうだという報告がございました。26年度に向けては何とかうまくいっているという話を伺いましたけれども、これらについても願望でございますけども十分な対応を今後ともしていただきたいということで私の意見を終わります。

○委員長（細川伸男君） そのほかございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（細川伸男君） 質疑を終わります。

11款公債費の説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 公債費でございます。長期債繰上償還金といたしまして、北海道市町村備荒資金組合から借り入れた1億626万4,000円を繰上償還したもので平成16年、17年度に借入れした長期債の一括償還分でございます。

以上でございます。

○委員長（細川伸男君） 説明が終わりました。

11款公債費、12款職員給与費、13款予備費、14款災害復旧費の4款について質疑を許します。決算書では一般の137ページから140ページまでです。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（細川伸男君） なければ次に進みます。

一般会計歳入全款の質疑を許します。決算書では一般12ページから42ページになります。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（細川伸男君） ここでもう一度一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（細川伸男君） これをもって一般会計歳入歳出全款の質疑を終結いたします。

これより認定第1号についての反対討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（細川伸男君） 続いて賛成討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（細川伸男君） 討論を終わります。

これより採決します。

お諮りいたします。

認定第 1 号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（細川伸男君） 異議なしと認め、よって、認定第 1 号 平成 25 年度せたな町一般会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時11分

○委員長（細川伸男君） 休憩前に引続き再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はここまでとし、この続きは明日午後 1 時 30 分から再開したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（細川伸男君） 異議なしと認め、よって本日の会議は閉じ明日午後 1 時 30 分から再開いたしますのでご参集を願います。

本日はこれにて延会致します。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 3時12分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成26年11月13日

委員長 細川伸男

署名委員 熊野主税

署名委員 平澤 等

## 平成26年せたな町議会決算審査特別委員会 第3号

平成26年9月19日（金曜日）

### ○議事日程（第3号）

- 1 認定第 2号 平成25年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 2 認定第 3号 平成25年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 3 認定第 4号 平成25年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 4 認定第 5号 平成25年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 5 認定第 6号 平成25年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 6 認定第 7号 平成25年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 7 認定第 8号 平成25年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第 9号 平成25年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第10号 平成25年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 10 認定第11号 平成25年度せたな町病院事業会計決算について

### ○出席委員（10名）

委員長	細川伸男君	副委員長	内田尊之君
委員	本多浩君	委員	大野一男君
委員	熊野主税君	委員	石原広務君
委員	小平久君	委員	澤田光子君
委員	大湯圓郷君	委員	平澤等君

### ○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会委員長	榊田道廣君
農業委員会会長	三上博則君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君
監査委員	奥村喜美男君

#### （1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣君
総務課長	西村晋悟君

財 政 課 長	高 田	威 雄	君
務 課 長	堂 端	重 真	君
町 民 児 童 課 長	中 野	一 優	君
保 健 福 祉 課 長	丹 羽	幸 進	君
産 業 振 興 課 長	鎌 田	勝 一	君
建 設 水 道 課 長	原 田	美 晴	君
出 納 室 長	原 小	安 智	君
国 保 病 院 事 務 局 長	黒 澤	純 昌	君
ま ち づ くり 推 進 室 長	高 橋	忍 美	君
総 務 課 長 補 佐	高 神	洋 啓	君
財 政 課 長 補 佐	横 川	良 敬	君
税 務 課 長 補 佐	横 川	英 忠	君
町 民 児 童 課 長 補 佐	佐 々 木	彰 健	君
町 民 児 童 課 長 補 佐	坂 谷	和 泰	君
北 檜 山 保 育 所 長	太 田	功 悦	君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	西 田	世 紀	君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	元 島	正 幸	君
産 業 振 興 課 長 補 佐	佐 藤	悦 宏	君
産 業 振 興 課 長 補 佐	八 木	京 大	君
産 業 振 興 課 長 補 佐	八 木	明 樹	君
建 設 水 道 課 長 補 佐	洪 田	智 男	君
建 設 水 道 課 長 補 佐	松 本	輔 子	君
建 設 水 道 課 長 補 佐	尊 保	佳 子	君
出 納 室 長 補 佐	早 川	万 寿	夫
国 保 病 院 事 務 局 次 長	関 小		
総 務 課 主 幹	板 橋		
税 務 課 主 幹	阪 井		
町 民 児 童 課 主 幹	佐 々 木		
北 檜 山 保 育 所 主 幹	濱 登		
保 健 福 祉 課 主 幹	伊 藤		
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	上 野		
産 業 振 興 課 主 幹	長 内		
産 業 振 興 課 主 幹	三 浦		
農 業 セ ン タ ー 副 所 長	浜 高		
建 設 水 道 課 主 幹	沼 口		
建 設 水 道 課 主 幹	久 津 間		
建 設 水 道 課 主 幹	上 田		
国 保 病 院 事 務 局 主 幹	平 田		
情 報 管 理 係 長	伊 勢		
	水 野		

広報統計係	長	尾野真也	君
財政係	長	吉田有哉	君
経理入札係	長	小林朱央	君
戸籍年金係	長	小萩原千明	君
環境衛生係	長	藤谷知昭	君
国保医療係	長	中山康春	君
保育士係	長	加茂秀子	君
社会福祉係	長	神成和江	君
障害福祉係	長	松原孝樹	君
保健推進係	長	垣本利子	君
介護保険係	長	竹内亜希子	君
包括支援係	長	今川勇吾	君
地域支援係	長	古守亜珠	君
農業振興係	長	長内解人	君
水産振興係	長	手塚清人	君
耕地整備係	長	河原泰平	君
林業振興係	長	池田裕之	君
農業センター業務係	長	川本崇雄	君
管理係	長	井村裕行	君
上下水道係	長	川上佳隆	君
上下水道係	長	鈴木涼平	君
管財係	長	金澤喜嗣	君
住宅係	長	伊瀬亮	君
給食係	長	林  子の	君

《大成総合支所》

総合支所	長	岡崎邦三郎	君
産業建設課	長	佐野英也	君
地域町民課	長補佐	木村一夫	君
地域町民課	長補佐	萩原勝幸	君
産業建設課	長補佐	沖崎孝純	君
産業建設課	長補佐	杉村彰	君
大成保育園	長	中宿八千代	君
国保病院大成診療所	事務長	中古守幸治	君
地域町民課	主幹	中川讓	君
大成水産種苗育成センター	主幹	栄田武志	君
税務係	長	芦田美恵子	君

住 民 係 長	堀 部	智 美	君
環 境 生 活 係 長	齊 藤	哲 章	君
福 祉 係 長	谷 川	一 志	君
水 産 振 興 係 長	藤 井	卓 也	君
建 設 係 長	高 橋	真 一	君
保 育 士 係 長	沼 口	恵 子	君

《瀨棚総合支所》

総 合 支 所 長	駒 谷	正 義	君
産 業 建 設 課 長	福 士	裕 継	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新 保	修 二	君
地 域 町 民 課 長 補 佐	濱 口	喜 秋	君
産 業 建 設 課 長 補 佐	松 岡	義 明	君
国保病院瀨棚診療所事務長	高 木	雅 彦	君
地 域 町 民 課 主 幹	古 畑	英 規	君
瀨 棚 保 育 所 長	國 井	美 千 代	君
税 務 係 長	小 林	和 仁	君
住 民 係 長	稲 船	奈 穂 子	君
環 境 生 活 係 長	山 下	誠 一	君
福 祉 係 長	山 本	亨	君
商 工 労 働 観 光 係 長	栗 谷	一 樹	君
上 下 水 道 係 長	小 池	秀 樹	君
養護老人ホーム三杉荘生活相談係長	平 山	史 明	君
養護老人ホーム三杉荘生活相談係長	畠 中	悦 子	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 係 長	成 田	円 裕	君
教育委員会事務局長	篠 塚	三 喜 郎	君
大成教育事務所長	辻	雄 一	君
教育委員会事務局次長	丹 羽	小 百 合	君
瀨棚教育事務所長	三 浦	孝 史	君
給食センター副所長	早 川	克 紀	君
教育委員会事務局主幹	増 田	和 彦	君
教育委員会事務局主幹	上 野	朋 広	君
教育委員会事務局主幹	黒 澤	美 知 子	君
北 檜 山 幼 稚 園 長	鎌 田	郁 美	君
大成教育事務所主幹	杉 村	輝 明	君

社 会 教 育 係 長 奥 村 大 樹 君

1 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 佐々木 正 則 君

事 務 局 次 長 横 川 洋 二 君

書 記 松 林 功 君

開会 午後 1 時 3 0 分

○委員長（細川伸男君） みなさんこんにちは。  
ただいまの出席委員は 10 名です。  
決算審査特別委員会を再開いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。  
ここで議事の都合により副委員長と交代いたします。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 3 1 分

再開 午後 1 時 3 2 分

○副委員長（内田尊之君） それでは会議を再開いたします。  
これより私が議事を進めてまいります。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。  
整理番号第 1、認定第 2 号 平成 25 年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を  
議題といたします。  
決算に係る主要な施策の成果に関する報告書により、所管の担当課長に内容の説明を求めます。  
中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 報告書の 44 ページでございます。国民健康保険事業特別会  
計の決算状況についてご説明申し上げます。

第 11 表の（1）決算の状況歳出から説明いたします。

1 款総務費 4,603 万 9,000 円、職員の人件費に係る経費が主なものでございます。

2 款保険給付費 11 億 4,883 万円につきましては、療養給付費が主なものでございます。

3 款老人保健拠出金 7,000 円については、事務費拠出金でございます。

4 款後期高齢者支援金等 1 億 6,855 万 6,000 円、これは 75 歳未満の現役世代が支援金として  
支払基金へ拠出することになっているものでございます。

5 款前期高齢者納付金等で 16 万 5,000 円でございます。

6 款介護納付金 7,583 万 8,000 円、これについては、40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 号  
被保険者に係る保険料相当額を支払基金へ納付するものでございます。

次のページの 7 款共同事業拠出金 2 億 1,773 万 6,000 円、これは高額医療費共同事業の運営  
のため国保連合会へ拠出することになっているものでございます。

次に 8 款保健事業費 1,079 万 1,000 円、特定検診事業やインフルエンザ予防接種事業などに  
係る費用でございます。

9 款繰出金 2,366 万 8,000 円、国保病院や診療所の施設整備等の経費を病院会計へ繰出しし  
たものでございます。

10 款基金積立金 1 万 3,000 円につきましては、預金利息を基金へ積み立てたものでございます。

12 款その他支出 1,623 万 6,000 円につきましては、療養給付費負担金と退職者医療交付金の精査に伴う返還金が主なものでございます。歳出合計が 17 億 787 万 9,000 円でございます。

次に歳入についてご説明いたします。1 款保険税から 10 款その他収入までの合計が 17 億 5,531 万 8,000 円でございます。

歳入歳出差引額 4,743 万 9,000 円となり、次年度へ繰越しとなっております。また右側の (2) 保険税の状況、(3) 保険納付の状況 (4) 経理関係諸比率につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に 46 ページをお開き願います。第 12 表の主要施策効果表をご説明いたします。決算額は先ほど説明したとおり 17 億 787 万 9,000 円、財源内訳は国道支出金 4 億 8,182 万 7,000 円、その他財源、これは前期高齢者交付金、共同事業交付金などございますが 9 億 1,488 万円、一般財源で 3 億 1,117 万 2,000 円となっております。

主な事業実績として、一般被保険者と退職被保険者合わせて申し上げますが、平均被保険者数が 3,171 人、医療給付件数が 4 万 5,098 件、療養給付費費用額 13 億 6,449 万 6,179 円でございます。また被保険者 1 人当たり費用額は 43 万 305 円、出産育児一時金が 10 件で 414 万円、葬祭費が 11 件で 33 万円となっております。

また主な保険事業につきましては記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

以上で国保会計の説明を終わらせていただきます。

○副委員長 (内田尊之君) 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

決算書では、国保の 1 ページから国保 30 ページになります。

(「なし」と言う者あり)

○副委員長 (内田尊之君) 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○副委員長 (内田尊之君) 討論を終結します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第 2 号を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副委員長 (内田尊之君) 異議なしと認めます。

よって、認定第 2 号 平成 25 年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第 2、認定第 3 号 平成 25 年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長 (中野真一君) 資料は 47 ページでございます。下段の歳出から説明します。

1 款総務費 68 万 9,000 円は一般事務費等でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 1,868 万 1,000 円、広域連合の運営費やまちが徴収した保険料等を広域連合へ納付したものでございます。

3 款繰出金 283 万 8,000 円、これについては後期高齢者の健康診査やインフルエンザ予防接種の助成分を一般会計へ繰出ししたものでございます。

5 款その他の支出 6 万 4,000 円は保険料の還付金でございます。歳出合計が 1 億 2,227 万 2,000 円となっております。

次に歳入ですが 1 款後期高齢者医療保険料から 4 款その他の収入までの合計が 1 億 2,239 万 1,000 円となっており、歳入歳出差引額 11 万 9,000 円で、次年度へ繰越しとなっております。

次のページをご覧ください。主要施策効果表についてご説明いたします。ただいまご説明したとおり決算額が 1 億 2,227 万 2,000 円、財源内訳としましてその他財源、一般会計繰入金で 5,370 万 3,000 円、一般財源で 6,856 万 9,000 円となっております。

主な事業実績としては被保険者数が 2,017 人、後期高齢者医療広域連合納付金については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○副委員長（内田尊之君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

決算書では、後期の 1 ページから後期 17 ページになります。

（「なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第 3 号を認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 3 号 平成 25 年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第 3、認定第 4 号 平成 25 年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 49 ページ第 15 表介護保険事業特別会計の決算の状況であります。歳出より説明いたします。1 款総務費、決算額が 3,591 万 9,000 円で、内容は人件費及び事務費に係る一般管理費が 2,597 万 7,000 円、次いで認定審査会共同設置負担金及び認定

審査費が主なものでございます。

2 款保険給付費、決算額が 8 億 9,118 万 6,000 円で、内容としては介護サービス給付費が 7 億 7,230 万 3,000 円、次いで低所得者への補足給付となる特定入所者介護サービス給付費及び要支援者に対する介護予防サービス給付費が主なものでございます。

3 款地域支援事業費、決算額が 7,326 万 9,000 円で、内容としては包括職員の人件費それから事務費等に係る包括的支援事業費が 4,174 万 9,000 円で、次いで配食サービス等かかる介護予防事業費、一般財源分及び入浴サービス等の任意業費、一般財源分に係るものが主なものであります。

6 款の諸支出金、決算額が 60 万 7,000 円で、介護給付費負担金等返還金が主なものであります。歳出の合計は、10 億 113 万 9,000 円となっております。

次いで歳入について説明いたします。1 款の保険料、決算額が 1 億 3,034 万 7,000 円で、これは第 1 号被保険者の保険料減免分が主なものであります。

3 款の国庫支出金、決算額が 2 億 5,868 万 3,000 円、これは介護給付費負担金、普通調整交付金が主なものであります。

4 款の支払基金交付金、決算額が 2 億 5,963 万 6,000 円、それと 5 款の道支出金、決算額が 1 億 3,614 万 7,000 円これらにつきましては介護給付費負担金が主なものであります。

7 款の決算額、繰入金決算額が 2 億 1,043 万 1,000 円、これにつきましては介護給付費及び地域支援事業に係る繰入が主なものであります。歳入合計につきましては 10 億 232 万 2,000 円となっております。

歳入合計から歳出を引きますと 118 万 3,000 円が翌年度へ繰越となるところであります。

以上であります。

次の 50 ページの第 16 表の主要施策効果表について説明いたします。

3 款地域支援事業費、このうちの介護予防事業の決算額は 2,092 万 9,000 円で、国道補助金が 121 万 9,000 円、一般会計の繰入金が 1,475 万 2,000 円で、残り一般財源となっております。要支援、要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象に、記載の各種介護予防事業を実施し、高齢者が在宅において健康で日常生活が送れるよう支援に努めたところであります。

次に包括的支援事業費につきましては、決算額が 4,174 万 9,000 円で、国道補助金が 1,026 万 3,000 円、一般会計の繰入金が 2,806 万 5,000 円、残り一般財源です。まちの地域包括支援センターの事業と運営に要した経費であります。介護予防ケアマネジメント業務を始め記載の業務、研修会を行なったところであり、高齢者が要支援、要介護状態にならないための予防に努めたところであります。

次のページには任意事業であります。決算額が 1,059 万 1,000 円で、国道補助金が 41 万 9,000 円、一般会計の繰入金が 971 万 1,000 円で、残り一般財源となります。高齢者が在宅において日常生活が送れるための支援と、それと介護者の負担軽減を図るため記載の事業とサービスの提供を行なったところであり、開催の回数、利用の人数等につきましても記載のとおりとなっております。

なお、下から4行目の緊急通報装置の設置で平成24年度末となっておりますが、25年度末に訂正をお願いします。

以上でございます。

○副委員長（内田尊之君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

決算書では介保1ページから介保27ページになります。

（「なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第4号を認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成25年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第4、認定第5号 平成25年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 52ページでございます。第17表介護サービス事業特別会計の決算の状況であります。歳出より説明いたします。

1款サービス事業費、決算額が4,436万7,000円で、主なものはデイサービスセンター事業費で3,365万5,000円、それと介護予防支援事業費が1,049万6,000円となっております。

次に歳入について説明いたします。1款サービス収入では、決算額が3,158万5,000円で、通所介護サービス事業収入が主なものであります。歳入の合計については4,482万4,000円となっており、歳入の合計から歳出を引きますと45万7,000円が翌年度の繰り越しとなったところでありまして。

次のページであります。53ページの第18表介護サービス事業特別会計の主要施策効果表について説明いたします。

1款サービス事業費、通所介護サービス事業、決算額が3,362万5,000円で、財源としては一般会計の繰入金、残りは事業収入ということで、要支援、要介護認定を受けた高齢者に対し入浴、食事、送迎などのサービスを提供し、介護者の負担軽減を図ったところでありまして。利用の実人数としては68人、延べの利用回数としては3,238回となっております。

次に認知症共同生活介護事業では、決算額24万6,000円、一般会計繰入金です。認知症高

齢者を対象としたグループホームあさなぎの指定管理者を有限会社ケアステーションに指定の上運営し、サービスの提供を行ったところであります。利用者は9室9名であります。

次に介護予防支援事業、決算額が1,049万6,000円、財源は一般会計繰入金、残りは事業収入で、これにつきましては地域包括支援センター内の介護予防支援事業所において在宅高齢者が要介護状態になるのを防ぐため、必要なサービスを受けるための支援を行ったところです。

以上でございます。

○副委員長（内田尊之君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

決算書では介サ1ページから介サ15ページになります。

（「なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第5号を認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成25年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第5、認定第6号 平成25年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 54ページでございます。簡易水道事業特別会計の決算の状況について説明いたします。第19表簡易水道施設及び業務概況については記載のとおりです。

55ページ第20表簡易水道事業特別会計の決算の状況について説明いたします。1の収益的収支から説明いたします。（1）総収益2億57万3,000円、（2）総費用1億7,671万3,000円。（3）収支差引といたしまして2,386万円。

続きまして2の資本的収支についてご説明いたします。（1）資本的収入6億88万8,000円、（2）資本的支出6億1,209万8,000円、（3）収支差引といたしまして1,121万円のマイナスでございます。右の段の上段にいきまして、3収支再差引1,265万円、4の積立金ゼロ、5前年度からの繰越金567万2,000円、6前年度繰上充用金ゼロ、7番の形式収支といたしまして1,832万2,000円、8翌年度に繰越すべき財源1,113万2,000円、9番の実質収支といたしまして、黒字で719万円、以下については記載のとおりとなっております。

続きまして56ページでございます。第21表平成25年度末簡易水道事業特別会計地方債現

在高調、第 22 表地方債借入先別、利率別現在高の状況、57 ページ第 23 表年度末債残高、元利償還金、借入額の推移については記載のとおりです。

58 ページ第 24 表簡易水道事業特別会計主要施策効果表について説明させていただきます。決算書では 13 ページから 18 ページでございます。簡易水道事業の決算額といたしまして 5 億 6,306 万 4,000 円、財源内訳といたしましては、国道支出金で 1 億 9,664 万円、地方債といたしまして 2 億 9,480 万円、その他といたしまして 6,733 万 6,000 円、事業収入といたしまして 428 万 8,000 円。

主な事業実績を説明いたします。まず瀬棚区でございます。瀬棚簡易水道施設整備工事電気計装設備一式といたしまして 1,218 万円、島歌簡易水道施設改修工事滅菌設備等一式といたしまして 435 万 8,000 円、島歌簡易水道施設改修工事外部の防水といたしまして 177 万 5,000 円。

大成区でございます。大成区水道施設整備調査設計業務 1,165 万 5,000 円、大成区水道施設整備工事（1 工区）4,756 万 5,000 円、大成区水道施設整備工事（2 工区）6,182 万 4,000 円、大成区水道施設整備工事（3 工区）8,935 万 5,000 円、大成区水道施設整備工事（4 工区）278 万 3,000 円。

59 ページでございます。大成区水道施設整備工事（建築主体）で 1 億 4,784 万円、大成区水道施設整備工事機械電気 1 億 3,702 万 5,000 円、大成区水道施設整備工事これについては付帯工でございます。285 万 6,000 円、給水管布設工事、地区につきましては大成区の平浜地区でございます。115 万 5,000 円、給水管布設工事、大成区貝取澗地区で 435 万 8,000 円、都地区の水道管移設工事といたしまして 913 万 5,000 円、長磯簡易水道施設改修工事として 567 万円。

北檜山区でございます。若松簡易水道施設改修工事といたしまして 178 万 5,000 円、丹羽団地浄水場取水水位計 231 万円、旧愛知地区簡易水道施設取壊工事 49 万 4,000 円、水道施設機器点検整備業務 57 万 7,000 円、水道施設機器点検整備業務 183 万 8,000 円。

瀬棚区でございます。水道施設機器点検整備業務 46 万 2,000 円。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（内田尊之君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

決算書では簡水 1 ページから簡水 22 ページになります。

（「なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第 6 号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 6 号 平成 25 年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第 6、認定第 7 号 平成 25 年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進則君） 60 ページでございます。営農用水道等事業特別会計の決算の状況について説明いたします。第 25 表営農用水道等施設及び業務概況については記載のとおりでございます。

61 ページ第 26 表営農用水道等事業特別会計の決算状況について説明いたします。1 の収益的収支から説明いたします。(1) 総収益 1,752 万 2,000 円、(2) 総費用 1,439 万 1,000 円、(3) 収支差引といたしまして 313 万 1,000 円。2 の資本的収支について説明いたします。(1) 資本的収入 1,458 万円、(2) 資本的支出 1,617 万 4,000 円、(3) 収支差引といたしまして 159 万 4,000 円のマイナスでございます。3 収支再差引といたしまして 153 万 7,000 円、4 の積立金ゼロです。5 前年度からの繰越金 169 万 7,000 円、6 前年度繰上充用金ゼロです。7 形式収支といたしまして 323 万 4,000 円、8 翌年度に繰越すべき財源ゼロ、9 番の実質収支といたしまして黒字で 323 万 4,000 円です。以下については記載のとおりでございます。

62 ページ第 27 表平成 25 年度末営農用水道等企業特別会計地方債現在高調、第 28 表地方債借入先別、利率別現在高の状況、63 ページ第 29 表年度末起債残高、元利償還金、借入額の推移については記載のとおりでございます。

64 ページ第 30 表営農水道等事業特別会計主要施策効果表について説明させていただきます。決算書では 11 ページから 13 ページでございます。決算額といたしまして 1,083 万 3,000 円、財源内訳といたしまして、その他財源で 642 万 8,000 円、事業収入といたしまして 440 万 5,000 円。

主な事業実績でございます。瀬棚区でございます。瀬棚営農用水道施設配水流量計取替工事 346 万 5,000 円、瀬棚営農用水道施設浄水場外部防水工事 307 万 7,000 円、美谷飲料水供給施設配水ポンプ取替工事 325 万 5,000 円。

以上説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（内田尊之君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

決算書では営水の 1 ページから営水 16 ページになります。

（「なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第 7 号を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副委員長(内田尊之君) 異議なしと認めます。

よって、認定第 7 号 平成 25 年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第 7、認定第 8 号 平成 25 年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長(原 進君) 65 ページです。公共下水道事業特別会計の決算の状況について説明します。第 31 表公共下水道施設及び業務概況については記載のとおりでございます。

66 ページ第 32 表公共下水道事業特別会計の決算状況について説明いたします。1 の収益的収支から説明いたします。(1) 総収益 1 億万 5,553 万 3,000 円、2 総費用 1 億万 5,592 万円、(3) 収支差引といたしまして 38 万 7,000 円のマイナスでございます。次に 2 の資本的支出について説明いたします。(1) 資本的収入 2 億 5,105 万 4,000 円、(2) 資本的支出 2 億 5,119 万 8,000 円、(3) 収支差引といたしまして、14 万 4,000 円のマイナスでございます。3 の収支再差引でございます。53 万 1,000 円のマイナスでございます。4 積立金ゼロ。5 前年度からの繰越金 270 万 9,000 円、6 前年度繰上充用金ゼロ、7 形式収支といたしまして 217 万 8,000 円、8 翌年度に繰越すべき財源ゼロ、9 番の実質収支といたしまして黒字で 217 万 8,000 円でございます。以下については記載のとおりでございます。

67 ページ第 33 表平成 25 年度末公共下水道事業特別会計地方債現在高調、第 34 表地方債借入先別、利率別現在高の状況、68 ページ第 35 表年度末起債残高、元利償還金、借入額の推移については記載のとおりでございます。

69 ページの第 36 表公共下水道事業特別会計主要施策効果表について説明させていただきます。決算書では 13 ページから 17 ページでございます。公共下水道事業といたしまして決算額 6,491 万 1,000 円、財源内訳といたしまして国道支出金 2,292 万 9,000 円、地方債 1,450 万円、その他といたしまして 2,525 万円、事業収入といたしまして 223 万 2,000 円。

主な事業実績でございます。北檜山区で北檜山地区下水道新設工事(雨水 6 工区) 1,974 万円、豊岡地区下水道新設工事(雨水 3 工区) 718 万 2,000 円、北檜山下水処理場長寿命化計画策定業務 600 万円、下水道事業全体計画等見直業務 753 万 9,000 円、管渠設計調査業務 539 万 7,000 円。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長(内田尊之君) 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

決算書では公下 1 ページから公下 20 ページになります。

(「なし」と言う者あり)

○副委員長(内田尊之君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○副委員長(内田尊之君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第8号を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副委員長(内田尊之君) 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成25年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第8、認定第9号 平成25年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長(原進君) 70ページでございます。漁業集落排水事業特別会計の決算の状況について説明いたします。第37表漁業集落排水施設及び業務概況については記載のとおりでございます。

71ページ第38表漁業集落排水事業特別会計の決算状況についてご説明いたします。1の収益的収支から説明いたします。(1)総収益555万5,000円、(2)総費用547万2,000円、(3)収支差引といたしまして8万3,000円、続きまして2の資本的収支について説明いたします。

(1)資本的収入71万8,000円、(2)資本的支出71万8,000円、(3)収支差引といたしましてゼロでございます。3番の収支再差引8万3,000円、4積立金ゼロ、5前年度からの繰越金9万3,000円、6前年度繰上充用金ゼロ、7形式収支といたしまして17万6,000円、8翌年度に繰越すべき財源ゼロです。9番の実質収支といたしまして黒字で17万6,000円です。以下については記載のとおりでございます。

72ページ第39表平成25年度末漁業集落排水事業特別会計地方債現在高調、第40表地方債借入先別、利率別現在高の状況、73ページ第41表年度末起債残高、元利償還金、借入額の推移については記載のとおりでございます。

74ページ第42表漁業集落排水事業特別会計主要施策効果表について説明させていただきます。決算書では11ページから12ページでございます。

事業名につきましては施設維持管理事業といたしまして、決算額348万2,000円、財源内訳といたしまして、その他301万8,000円、事業収入46万4,000円。

主な事業実績でございます。浄化槽の清掃手数料といたしまして224万3,000円、これにつきましては太櫓地区、太田地区と2地区でございます。合併浄化槽維持管理業務123万9,000円、これにつきましても太櫓地区と太田地区と2地区でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（内田尊之君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。  
熊野委員。

○委員（熊野主税君） 報告書の 74 ページであります。確認をいたしたいと思います。太櫓地区、太田地区と 2 カ所ありましたが、この集落施設の排水施設というのは、この 2 カ所だけか確認したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○副委員長（内田尊之君） 鈴木係長。

○上下水道係長（鈴木涼平君） 漁業集落排水施設につきましては、太櫓地区が合併浄化槽 3 カ所、太田地区につきましては合併浄化槽が 2 カ所となっております。

以上です。

○副委員長（内田尊之君） 熊野委員。

○委員（熊野主税君） 他にも漁業集落でこのような施設がこれからも出来る要望があるということはあるのでしょうか。

○副委員長（内田尊之君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 漁業集落排水整備事業につきましては、要望がございましたら検討する考え方は持っておりますが、集落排水でございますので、ある程度の戸数等が必要となってございます。それにつきましては個別案件として北海道と協議となりますので、要望ございましたら改めて協議したいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（内田尊之君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第 9 号を認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副委員長（内田尊之君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 9 号 平成 25 年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

ここで委員長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 1 2 分

再開 午後 2 時 1 4 分

○委員長（細川伸男君） 会議を再開いたします。

整理番号第 9、認定第 10 号 平成 25 年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

福士産業建設課長。

○瀬棚総合支所産業建設課長（福士裕継君） 報告等の 75 ページの決算状況からご説明を申し上げます。まず左側の上段でございますが、収益的収支では、総収益で 4,574 万 9,000 円であります。これは営業収益の料金収入、北電への売電収入で 4,574 万 4,000 円、その他では基金の利子等で 5,000 円であります。総費用では 1,817 万 6,000 円で、これは営業費用で電気主任技術者の報酬、施設の維持管理等に係る経費、さらには法定点検業務委託料などで 1,537 万 5,000 円、また営業外収益費用では起債の償還利息といたしまして 280 万 1,000 円となっており、収益的収支の差引きでは 2,757 万 3,000 円であります。次に下段の 2 資本的収支でございますが、資本的収入では基金からの繰入金で 400 万円、資本的支出では地方債の償還金で 3,187 万 5,000 円、資本的収支の差引きではマイナスの 2,787 万 5,000 円となっております。次に右側の表でございますが、収益的収支と資本的収支の差引きではマイナス 30 万 2,000 円、積立金として基金の利子で 5,000 円、前年度からの繰越金として 36 万 3,000 円、翌年度に繰越すべき財源は 5 万 6,000 円となっております。

続いて 76 ページと 77 ページにつきましては地方債の関係資料でございます。記載のとおりであります。

最後に 78 ページの主要施策の効果表でございます。洋上風車 2 基の稼働実績といたしまして、発電量は 292 万 2,936 キロワットアワー、平均風速で毎秒 7.5 メートル、売電収入は 4,574 万 3,944 円となっております。平均風速は例年同様でありましたが発電量及び売電収入が前年度を下回ったものでございます。これは冬期間の故障により発電されなかったことが要因でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（細川伸男君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

決算書では風力 1 ページから風力 15 ページになります。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（細川伸男君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（細川伸男君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第 10 号を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(細川伸男君) 異議なしと認めます。

よって、認定第10号 平成25年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第10、認定第11号 平成25年度せたな町病院事業会計決算を議題とします。

内容の説明を求めます。

小林国保病院事務局長。

○国保病院事務局長(小林安晴君) 平成25年度のせたな町病院事業会計決算附属資料というのが別冊であると思います。その26ページをお開き願います。

26ページせたな町立国保病院の主要施策の効果表であります。収益的支出、決算額で8億9,421万6,000円、予算に対する執行割合が99.0%です。

主な事業実績ですが1日の平均入院患者数40.7人、前年比5.3人の増になっております。それから1日の外来患者数ですが医科で130.2人、前年比で18.8人の増になっています。歯科については16.8人、0.9人と減となりました。

それから資本的支出です。決算額が8,735万4,000円、予算に対する執行割合が94.3%です。

主な事業実績ですが、工事請負費で2,773万9,000円、医師住宅2棟の改修、院内電話交換機設備工事等を行っております。それから機器購入費5,179万3,000円で、CTスキャナ装置、全自動錠剤分包機、解析付心電計等を更新しております。ほか患者送迎用車両購入費、企業債元金の償還678万8,000円になっております。

次に43ページをお開き願います。瀬棚診療所分であります。収益的支出の決算額が1億6,532万7,000円、予算に対する執行割合が97.9%です。

主な事業実績ですが1日外来患者数、医科で53.0人前年と同数でありました。歯科につきましましては33.8人、前年比で2.1人の減となりました。

資本的支出です。決算額が1,253万6,000円、予算に対する執行割合が89.7%です。企業債元金償還で758万7,000円、機器購入費が290万1,000円、医療事務機器の更新です。それから改築工事費204万8,000円、これにつきましては変圧器の取替工事を実施したものです。

次に61ページをお開き願います。大成診療所分でございます。収益的支出の決算額が1億8,890万7,000円、予算に対する執行割合は95.3%、主な事業実績ですが1日の外来患者数44.6人、前年比1.2人の減でありました。

資本的支出ですが大成診療所につきましましては、予算が1億2,600万7,000円です。それに対して決算額が1,235万9,000円、予算に対する執行割合は9.8%ということになっております。これにつきましては、診療所改築事業ということで1億1,299万7,000円を翌年度へ繰越したため執行率が低くなっているものでございます。

主な事業実績ですが、機器購入費で102万9,000円、院内の電話システムを更新したほか、診療所改築設計業務等848万9,000円、それから企業債元金償還分284万1,000円でありました。

病院事業全体の収入から支出を引いた当年度の純利益につきましましては9,262万2,369円とな

ったものです。

以上、病院事業会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（細川伸男君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

決算書では病院 1 ページから病院 38 ページになります。

澤田委員。

○委員長（澤田光子君） 毎年この決算のときには必ずこの病院の関係で質問させていただいておりますが、歯科についてお伺いいたします。今現在この歯科は夜間診療を行っているのかどうかをまずお聞きします。

○委員長（細川伸男君） 小林国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 現在、毎週火曜日と木曜日午後 6 時から 8 時まで 2 時間やっております。

○委員長（細川伸男君） 澤田委員。

○委員長（澤田光子君） やっていて 0.9 人の減ということで、歯科 1 日平均の外来患者数が 16.8 人、その中で 0.9 人の減ということで、私がいつも気になっていることは、ようするに歯科の先生、そして歯科には助手がいらっしゃいます。そういう歯科でその人たちの年間のお給料を払ったりとかという中で、歯科だけで間に合っているのかどうか、それがお聞きしたいと思います。

○委員長（細川伸男君） 小林国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 歯科につきましては 25 年度の収支があるわけですが、前年度歯科のみを言いますと、収入につきましては 1,786 万 3,000 円ありました。それで支出が 3,643 万 3,000 円ということで 3,643 万 3,000 円のうち人件費が 3,191 万 1,000 円、概ね人件費になるわけですが、収支として 1,857 万円の赤字ということです。この歯科については、病院がまちからいただいている交付税等は全然加味していない数字です。ですから今まちからの繰入金については、歯科には今入れないで計算してる段階での数字であります。

○委員長（細川伸男君） 澤田委員。

○委員長（澤田光子君） 交付税が入ってないというお話をいただきました。それで、もう一つお聞きしたいのは、夜間の 1 日当たりの患者数、火曜日と木曜日やっていらっしゃるということで、その患者数がわかれば教えていただきたいということ。それからもう一つこれは町長にお聞きいたしますが、今の現在、交付税が入ってない金額の中で 1,850 万の赤字だということ。これはずっと続いていることだと思うんです。私が知る限りではこういう金額が多分上がってきていると思うんですが、そういう意味で本当に病院経営をする中で、この歯科を抱えていく中で、町長はどのように考えているのか、これからどのような施策をするのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○委員長（細川伸男君） 小林国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 夜間に関する患者は 4 人から 5 人ぐらいだと思います。

一応予約でやっている状況であります。

○委員長（細川伸男君） 町長。

○町長（高橋貞光君） なかなか収支の改善が思うように進んでいないという状況にありますが、まちとしましても先生にはもう少し頑張ってくださいという話はさせていただいております。いずれにしましても町立の職員でありますから、これをこの歯科事業をやめるということにはなかなかならない。そういったことで、これからも収支の改善に努めてまいりたいと思っております。

○委員長（細川伸男君） 澤田委員。

○委員長（澤田光子君） そうですね首を切るとはならないと思いますけれども、率直に言ってそういうことだと思うんですが、町長としてはそういうことができないというのは、よく私もわかっております。ただ、本当に毎年毎年見る中で、1日平均16人、18人というところでは、本当に今まちで抱えてるから何とかやっていますけれども、多分、個人経営だったらいつから倒産してると思うんです。そういう意味では、やはりどこかで改善をしなければ、改善というよりもどこかで区切りをつけなければ、ずっと病院経営のその状態の中に負ぶさっていかねばならないという現状があると思うんです。それを当面というよりも、やはり区切りの線を引いた中でやっていかねばならないんじゃないかと思うんです。私はそれがとても気になっております。本当に先ほど言ったように、普通の個人経営だったらいつから倒産してる中でやってるわけですから、それがもっともまちとして重い荷物ではないのかと感じますけれども、その辺をもう一度町長お願いします。

○委員長（細川伸男君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 歯科につきましては、このほかに学校歯科検診など、そういった健診業務も併せてやっていただいているので、一概にこの数字がまち側の全体の負担になっているということではございませんが、ただいずれにしましてもこの収支はマイナスということはこれは間違いないことでもありますから、先ほども言いましたようにこれからも少しこの収支の改善に向けて先生にもしっかりと働いていただけるようお願いをしなければならぬと思っております。もう少し時間をいただきたいと思えます。

○委員長（細川伸男君） 澤田さんこれ以上になると一般質問の域に入りそうな感じがしますので、この辺でよろしいですか。

○委員長（澤田光子君） はい。

○委員長（細川伸男君） そのほかございますか。

違うあれであれば結構です。

○委員長（澤田光子君） これからの改善をちょっと…

○委員長（細川伸男君） それであればちょっとと思えますので済みません。

そのほか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 関連にはなりませんけれども、参考までに事務局長、例えばせたな国

保外来で掛かった患者さんが合わせて歯科に掛かるという患者さんがいらっしゃるんであれば、把握している人数で結構ですので、お知らせいただきたいと思います。

あとでいいですよ。

○委員長（細川伸男君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 内科だとか外来に掛かったあとに歯科に掛かる患者の数ですね。1日の。後ほど申し上げたいと思います。

○委員長（細川伸男君） そのほかありますか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（細川伸男君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（細川伸男君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第11号を認定することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（細川伸男君） 異議なしと認めます。

よって、認定第11号 平成25年度せたな町病院事業会計決算は認定することに決しました。

以上で本特別委員会に付託された11会計の決算審査は終了いたしましたので、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時48分

○委員長（細川伸男君） 会議を再開いたします。

再開後の本会議における委員長の審査報告に附帯意見を附したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（細川伸男君） 異議なしと認め、附帯意見は次のようにしたいと思います。

朗読したいと思います。

社会福祉協議会運営事業補助金に関連し、交付先である社会福祉法人せたな町社会福祉協議会において職員の公金着服事件が起き町民の信頼を著しく損なう事態となっております。このためこの原因究明とせたな町社会福祉協議会及び社会福祉事業に対する町民の信頼回復のために、当議会は9月17日社会福祉事業に対する信頼回復に関する調査特別委員会を設置し調査を行うこととしました。

またまち側においても補助金交付者としてはもちろんの事、一日も早い同法人に対する町民

の信頼回復を図ることを始めとして、法令や社会福祉法人会計基準などに従い健全なる社会福祉法人としての運営を行うためにも行政指導、監督を強く求めるものであります。

以上で、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(細川伸男君) 異議なしと認め、よって附帯意見を附すことに決定いたしました。

次に本委員会は全 11 会計すべて認定すべきものと決定いたしましたので、本会議にその旨報告をいたします。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたりどうも皆様ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2 時 5 0 分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成26年11月13日

委員長 細川伸男

署名委員 熊野主税

署名委員 平澤 等